

島根県報

令和5年9月29日（金）
号外 第 1 0 4 号
<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【公 告】

島根県人事行政の運営等の状況の公表

（人 事 課） 2

公 告

島根県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成16年島根県条例第74号）第4条第1号の規定により、次のとおり公表する。

令和5年9月29日

島根県知事 丸 山 達 也

1 島根県の給与・定員管理等について

(1) 総括

ア 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (令和5年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 3年度の人件費率
令和4 年度	人 658,809	千円 563,955,467	千円 20,735,429	千円 120,313,676	% 21.3	% 21.7

イ 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				1 人 当 たり 給与費 B/A	(参考)都道府県平均 1人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和4 年度	人 13,258	千円 54,569,468	千円 7,542,898	千円 19,615,161	千円 81,727,527	千円 6,164	千円 —

(注) 1 「職員手当」には、退職手当を含まない。

2 「職員数」については、令和4年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、再任用職員（短時間勤務）及び会計年度任用職員を含まない。

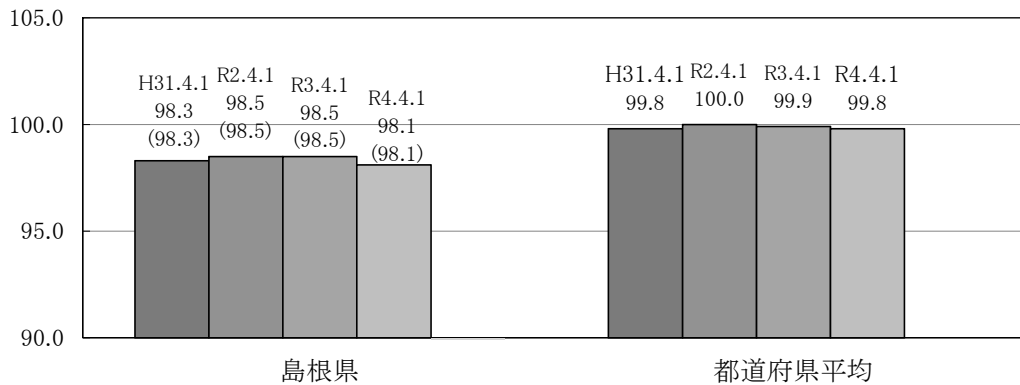
3 給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

ウ 特記事項

特別職の職員の給与については、知事等の給与の特例に関する条例（令和元年島根県条例第4号）に基づき、令和5年4月29日までの間、次のとおり減額措置を行っている。

区分	給料月額	給料月額を算出基礎とする諸手当 (退職手当を除く。)のはね返し
知事	10%	10%
副知事	8%	8%
常勤の監査委員	6%	6%
病院事業管理者	6%	6%
教育長	6%	6%

エ ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数である。

2 () 書きの数值は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)

オ 給与改定の状況（令和4年4月1日実施）

(7) 月例給

区分	人事委員会の報告及び勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率 (令和4年4月1日実施)
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
令和4年度	円 353,159	円 351,936	円 1,223 0.35%	% 0.35	% 0.35	% 0.30

(注) 「民間給与」及び「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

(8) 特別給

区分	人事委員会の報告及び勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
令和4年度	月 4.15	月 4.00	月 ▲0.15	月 0.15	月 4.15	月 4.40

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

カ 給与制度の総合的見直しの実施状況について

(7) 給料表の見直し

a 給料表の改定実施時期

平成27年4月1日

b 内容

一般行政職の給料表については、国の見直し内容を踏まえ、平均約2%（最大約4%）引下げ。激変緩和のため、5年間（令和2年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

(i) 地域手当の見直し

国と同様に見直しを実施（島根県内は支給なし）。

(ii) その他の見直し

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施（平成27年4月1日実施）

(2) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

ア 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和5年4月1日現在）

(7) 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
島根県	42.2歳	313,138円	384,022円	339,547円
国	一歳	一円	一円	一円
都道府県平均	一歳	一円	一円	一円

(i) 高等学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
島根県	46.2歳	382,708円	431,635円
都道府県平均	一歳	一円	一円

(ii) 小・中学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
島根県	44.1歳	358,746円	401,088円
都道府県平均	一歳	一円	一円

(iii) 警察職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
島根県	38.5歳	326,231円	428,982円	354,857円
国	一歳	一円	一円	一円
都道府県平均	一歳	一円	一円	一円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和5年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当等の全ての諸手当の額を合計したものであり、「地方公務員給与実態調査」において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

イ 職員の初任給の状況（令和5年4月1日現在）

区 分		島根県	国
一般行政職	大 学 卒	186,437円	185,200円
	高 校 卒	155,632円	154,600円
高等学校教育職	大 学 卒	208,785円	—

小・中学校教育職	大 学 卒	208,785円	—
警 察 職	大 学 卒	216,536円	214,900円
	高 校 卒	182,309円	178,000円

ウ 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和5年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	264,982円	348,512円	379,389円	398,754円
	高校卒	224,602円	295,267円	332,968円	366,867円
高等学校教育職	大学卒	318,315円	392,060円	422,288円	437,331円
小・中学校教育職	大学卒	317,191円	390,615円	413,672円	425,623円
警 察 職	大学卒	286,059円	379,360円	408,689円	415,423円
	高校卒	262,607円	336,298円	394,555円	408,556円

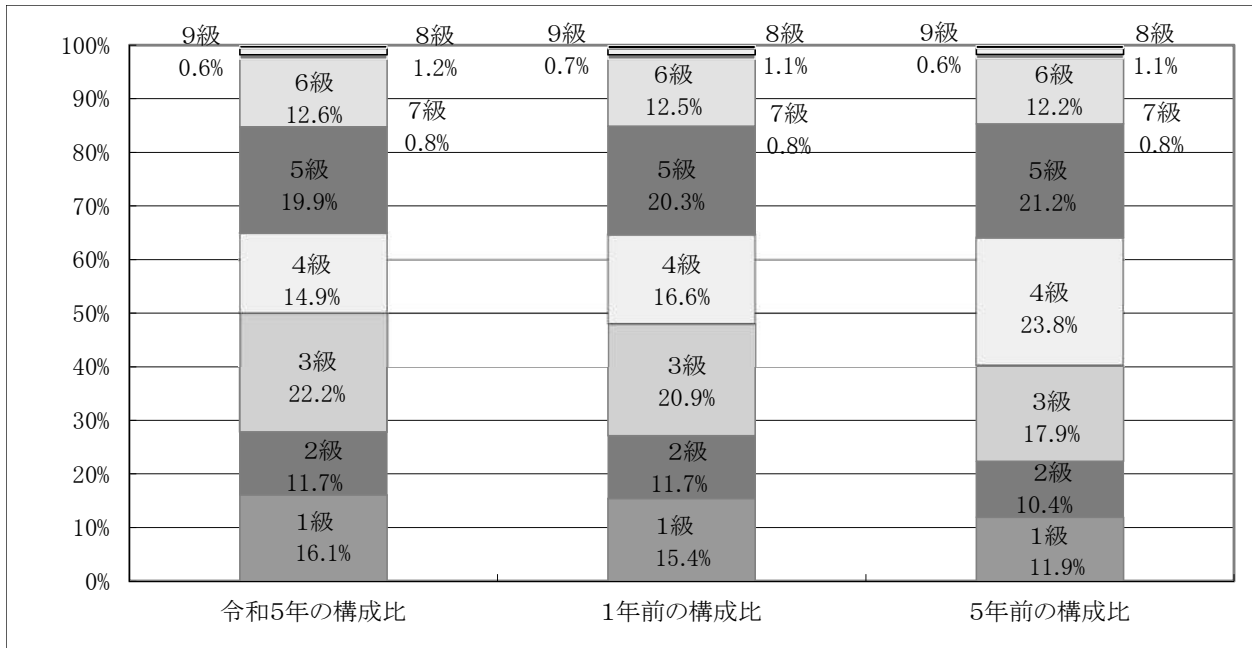
(3) 一般行政職の級別職員数等の状況

ア 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和5年4月1日現在）

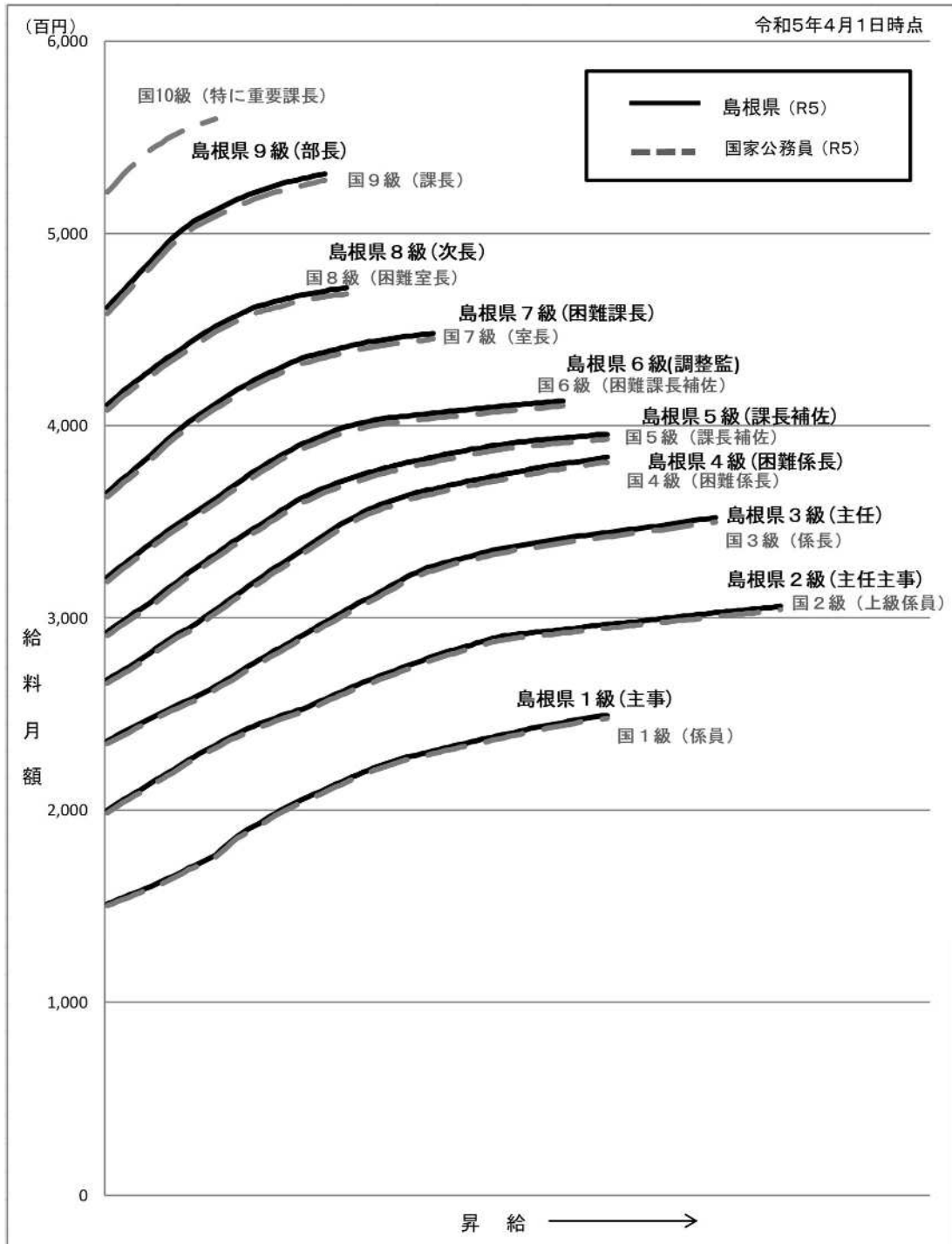
区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1 級	主事、技師	人 593	% 16.1	151,102円	249,253円
2 級	主任主事、主任技師	人 432	% 11.7	199,825円	306,232円
3 級	係長、主任	人 818	% 22.2	235,965円	352,338円
4 級	係長	人 551	% 14.9	267,776円	383,545円
5 級	課長補佐	人 733	% 19.9	292,641円	395,625円
6 級	課長	人 464	% 12.6	321,332円	412,940円
7 級	課長	人 30	% 0.8	365,324円	447,871円
8 級	次長	人 43	% 1.2	410,826円	471,730円
9 級	部長	人 23	% 0.6	461,462円	531,023円

(注) 1 「標準的な職務内容」とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

2 「職員数」は、職員の給与に関する条例（昭和26年島根県条例第1号）に基づく給料表の級区分による職員数である。



イ 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和5年4月1日現在）



ウ 昇給への人事評価の活用状況（島根県）

令和4年4月2日から令和5年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
イ. 人事評価を活用している				
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分	○		○	○
上位、標準の区分		○		
標準、下位の区分				

標準の区分のみ（一律）			
ロ. 人事評価を活用していない			
活用予定時期			

(4) 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

島 根 県			国	
1人当たり平均支給額（令和4年度）			—	
1,406千円				
（令和4年度支給割合）			（令和4年度支給割合）	
期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当
2.25月分	1.90月分		2.40月分	2.00月分
(1.15)月分	(1.05)月分		(1.35)月分	(0.95)月分
（加算措置の状況）			（加算措置の状況）	
職制上の段階、職務の級等による加算措置			職制上の段階、職務の級等による加算措置	
役職加算	5～20%		役職加算	5～20%
管理職加算	15～25%		管理職加算	10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況（島根県）

令和4年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	○
上位、標準の成績率		○		
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

イ 退職手当（令和5年4月1日現在）

島 根 県			国		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（2～20%加算）			定年前早期退職特例措置（2～45%加算）		
1人当たり平均支給額					
2,674千円		21,792千円			

(注) 「1人当たり平均支給額」は、令和4年度に退職した職員に支給された退職手当の平均額である。

ウ 地域手当（令和5年4月1日現在）

支給実績（令和4年度）		53,525千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度）		764,645円	
支給対象地域・職種	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
東京都（特別区）	20%	26人	20%
大阪府大阪市	16%	9人	16%
愛知県名古屋市	15%	2人	15%
広島県広島市	10%	10人	10%
岡山県岡山市	3%	1人	3%
上記以外の市町村	0%	12,337人	0%
医師・歯科医師	16%	19人	16%
平均支給率		16.4%	16.4%
地域手当補正後ラスパイレス指数 （ラスパイレス指数）		98.1 (98.1)	

（注） 「国の制度（支給率）」の欄の平均支給率は、企業会計等を除く普通会計から給与を支給されている一般職の職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率である。

エ 特殊勤務手当（令和5年4月1日現在）

支給実績（令和4年度）		549,781千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度）		70,431千円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和4年度）		56.0%
手当の種類（手当数）		60
代表的な手当の名称	支給職員数の多い手当	教員特殊業務手当
		防疫作業等従事手当
		交通捜査取締手当
		死体取扱手当
		教育業務連絡指導手当
	支給額の多い手当	教員特殊業務手当
		教育業務連絡指導手当
		夜間特殊業務手当（警察業務）
		防疫作業等従事手当
		警ら手当

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和4年度）	2,695,111千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度）	517千円
支給実績（令和3年度）	2,750,798千円
職員1人当たり平均支給年額（令和3年度）	531千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和5年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和4年度)	支給職員1人当たり平均支給年額 (令和4年度)
扶養手当	配偶者 6,500円 子 10,000円 父母等 6,500円 特定期間（満16歳年度初めから満22歳年度末まで）の子の加算 5,000円 ただし、配偶者及び父母等の支給額は、行政職給料表8級職員にあつては、3,500円とし、同給料表9級職員にあつては、支給しない（行政職給料表8級及び行政職給料表9級には、これらに相当する職務の級を含む。）	同じ	—	千円 1,397,782	円 251,943
住居手当	借家・借間居住者 家賃23,000円以下の場合 家賃-12,000円 家賃23,000円を超える場合 11,000円+1/2×(家賃-23,000円)	同じ	—	千円 779,951	円 277,661
通勤手当	交通機関利用者 定期券又は回数乗車券等の価額 最高支給限度額 55,000円 交通用具使用者 2キロ～78キロ以上 2,100円～42,600円 自動四輪車以外の場合は半額	異なる	交通用具の区分及び距離の区分が異なる。	千円 1,112,498	円 110,597
単身赴任手当	支給額 30,000円 ただし、職員の住居と配偶者の住居間の距離が80キロ以上の場合加算（距離により5,000円～70,000円）	異なる	加算額が異なる（国：距離により8,000円～70,000円）。	千円 286,886	円 436,660
初任給調整手当	医師、歯科医師、獣医師等採用の困難な職種に支給 支給額(月額) 3,000円～414,800円	異なる	支給対象及び支給額が異なる。	千円 74,660	円 1,309,826
管理職手当	給料表別・職務の級別・支給区分別の定額 支給額 41,600円～130,300円		国：俸給の特別調整額として支給	千円 925,705	円 666,934
特勤手当	離島その他の生活の不便な地に所在する特勤公署に勤務する職員に支給 支給額（特勤公署異動時の給料及び扶養手当の月額×1/2+その月の給料及び扶養手当の月額×1/2）×4%～16%	同じ	—	千円 169,658	円 450,020

特勤手当に準ずる手当	特勤公署又は準特勤公署に異動し、当該異動に伴って住居を移転した職員に支給 支給額 異動時の給料及び扶養手当の月額×2%～6%	同じ	—	千円 80,564	円 198,924
へき地手当	へき地学校等に勤務する教職員に支給 支給額 給料及び扶養手当の月額×4%～25%			千円 313,161	円 404,078
へき地手当に準ずる手当	へき地学校、へき地学校に準ずる学校等に異動し、当該異動に伴って住居を移転した職員に支給 支給額 給料及び扶養手当の月額×2%～4%			千円 35,678	円 149,279
定時制通信教育手当	高等学校で定時制又は通信制の課程の教育に従事する教育職員に支給（実績に基づき支給） 支給額 定時制（夜間） 1日 900円 通信制（日曜日） 1日 2,400円			千円 7,849	円 115,428
産業教育手当	高等学校の農業、水産又は工業に関する実習授業等に従事する教育職員に支給（実績に基づき支給） 支給額 実習を伴う授業 授業1時間 300円 週休日等に行われる業務 1日 600円又は1,200円			千円 17,496	円 82,141
義務教育等教員特別手当	小・中・高・特別支援学校に勤務する教育職員に支給 最高支給限度額 8,000円			千円 431,607	円 66,086
休日勤務手当	支給額 休日勤務時間数×勤務1時間当たりの給与額×135/100	異なる	勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる。	千円 212,133	円 82,800
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した時支給 支給額 夜間勤務時間数×勤務1時間当たりの給与額×25/100	異なる	勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる。	千円 65,579	円 68,814
宿日直手当	支給額（勤務1回につき） 2,200円～21,000円	同じ	—	千円 357,830	円 172,614
管理職員特別勤務手当	災害への対処その他の臨時又は緊急の必要等により勤務した管理職員に支給 週休日又は休日に勤務した場合	同じ	—	千円 12,659	円 44,890

	支給額（勤務1回につき）4,000円～12,000円 （実働時間が6時間を超える場合 6,000円～18,000円） 平日の午前0時から午前5時までの間に勤務した場合 支給額（勤務1回につき）2,000円～6,000円				
農林漁業普及手当	農・林・水産業等に関する専門の事項について、調査研究を行う職員並びに技術及び知識の普及指導を行う職員に支給 支給額 給料月額×6/100			千円 30,136	円 202,257
災害派遣手当	災害応急対策又は災害復旧のため国又は他の地方公共団体等から派遣された職員に支給 支給額（1日につき） 3,970円～6,620円			実績なし	実績なし
武力攻撃災害等派遣手当	武力攻撃事態等に至った際、国民保護のための措置の実施のため国又は他の地方公共団体等から派遣された職員に支給 支給額（1日につき） 3,970円～6,620円			実績なし	実績なし
新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当	新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため国又は他の地方公共団体等から派遣された職員に支給 支給額（1日につき） 3,970円～6,620円			実績なし	実績なし

(5) 特別職の報酬等の状況（令和5年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等
給 料	知 事	1,116,000円（1,240,000円）
	副 知 事	892,400円（970,000円）
報 酬	議 長	940,000円
	副 議 長	820,000円
	議 員	760,000円
期 末 手 当	知 事	（令和4年度支給割合）
	副 知 事	3.20月分
	議 長	（令和4年度支給割合）
	副 議 長 議 員	3.20月分
退 職 手 当	知 事	（算定方式） （1期の手当額）（支給時期） 124万円×在職月数×0.494 2,940.29万円 任期毎
	副 知 事	97万円×在職月数×0.349 1,624.94万円 任期毎
	備 考	知事について10%、副知事については5%のカットを実施

(注) 1 「給料」及び「報酬」の（ ）内は、減額措置を行う前の金額である。

2 「退職手当」の「（1期の手当額）」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年=48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

(6) 職員数の状況

ア 部門別職員数の状況と主な増減理由

(単位：人) (各年4月1日現在)

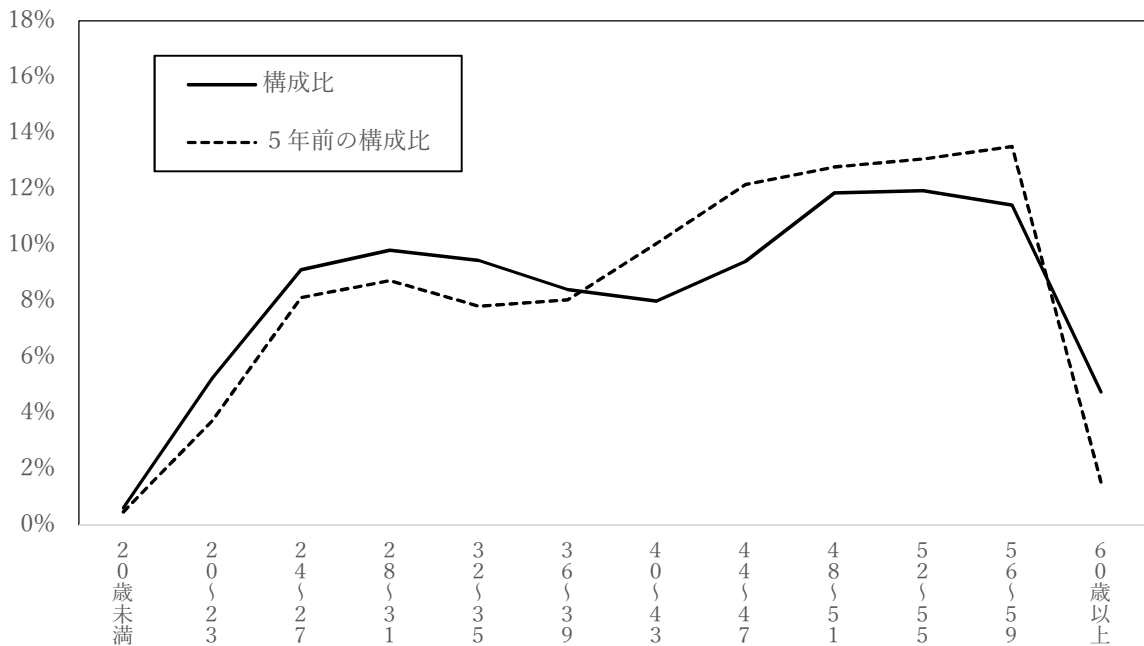
部 門		区 分		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
				令和5年	令和4年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会		21	21	0	新型コロナウイルス体制強化による増
		総 務		564	550	14	
		税 務		106	106	0	
		民 生		253	252	1	
		衛 生		535	498	37	
		労 働		53	53	0	
		農林水産		881	890	▲ 9	
		商 工		184	185	▲ 1	
		土 木		786	795	▲ 9	
		計		3,383	3,350	33	(参考：人口10万当たり職員数 513.50人)
	教育部門		7,456	7,506	▲ 50	生徒数減による収容定員の減	
	警察部門		1,799	1,813	▲ 14		
	小 計		12,638	12,669	▲ 31	(参考：人口10万当たり職員数 1,918.31人)	
公 営 企 業 等 会 計 部 門	病 院		1,191	1,172	19	医療技術職等の増	
	水 道		27	24	3		
	下水道		19	19	0		
	その他		72	71	1		
	小 計		1,309	1,286	23		
合 計				13,947 [15,401]	13,955 [15,396]	▲ 8 [5]	(参考：人口10万当たり職員数 2,117.00人)

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

3 令和5年の職員数には臨時職員594人（教育部門）を含まない。

イ 年齢別職員構成の状況（令和5年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	86	731	1,271	1,369	1,318	1,172	1,115	1,312	1,653	1,665	1,593	662	13,947

ウ 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	年度	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	過去5年間の増減数(率)
一般行政		3,268	3,288	3,270	3,307	3,350	3,383	115 (3.5%)
教育		7,470	7,451	7,450	7,528	7,506	7,456	▲14 (▲0.2%)
警察		1,831	1,835	1,832	1,820	1,813	1,799	▲32 (▲1.7%)
普通会計 計		12,569	12,574	12,552	12,655	12,669	12,638	69 (0.5%)
公営企業会計 計		1,232	1,283	1,266	1,265	1,286	1,309	77 (6.3%)
総合計		13,801	13,857	13,818	13,920	13,955	13,947	146 (1.1%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数

2 令和5年には臨時職員594人（教育部門）を含まない。

(7) 公営企業職員の状況

ア 企業局

(7) 総括

a 定員適正化目標

平成17年度策定の「企業局経営計画」の中で、平成22年までに10%程削減する計画について達成した。

(f) 水道事業

a 職員給与費の状況

(a) 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実質 収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和3年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和4 年度	千円 1,986,104	千円 -60,728	千円 159,713	% 8.0	% 8.0

区 分	職員数 A	給 与 費				1人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府県平均 1人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和4 年度	人 21	千円 73,484	千円 14,531	千円 26,058	千円 114,073	千円 5,432	千円 -

(注) 1 「職員手当」には、退職手当を含まない。

2 「職員数」については、令和5年3月31日現在の人数である。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員（短時間勤務）を含み、会計年度任用職員を含まない。

b 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和5年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
島根県	42.1歳	318,558円	483,492円
都道府県平均	一歳	一円	一円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

c 職員の手当の状況

(a) 期末手当・勤勉手当

島 根 県（水 道 事 業）		島 根 県	
1人当たり平均支給額（令和4年度） 1,241千円		1人当たり平均支給額（令和4年度） 1,406千円	
(令和4年度支給割合)		(令和4年度支給割合)	
期末手当 2.25月分 (1.15)月分	勤勉手当 1.90月分 (1.05)月分	期末手当 2.25月分 (1.15)月分	勤勉手当 1.90月分 (1.05)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 15～25%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%	

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

(b) 退職手当（令和5年4月1日現在）

島 根 県（企 業 局 職 員）			島 根 県		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分

その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2～20%加算） 1人当たり平均支給額 22,682千円	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2～20%加算） 1人当たり平均支給額 2,674千円 21,792千円
---	--

(注) 「島根県（企業局職員）」の「1人当たり平均支給額」は、令和2年度から令和4年度までの間に
勸奨又は定年により退職した水道事業、工業用水道事業及び電気事業職員に支給された退職手当の平
均額である。「島根県」の「1人当たり平均支給額」は、令和4年度に退職した全職種の職員の退職
手当の平均額である。

(c) 地域手当（令和5年4月1日現在）

支給対象なし

(d) 特殊勤務手当（令和5年4月1日現在）

支給総額（令和4年度）	505千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度）	33,667千円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和4年度）	71.4%
手当の種類（手当数）	5
手当の名称	特殊現場作業従事手当 水質検査業務従事手当 用地等交渉手当 夜間特 殊業務手当 防疫作業等従事手当

(e) 時間外勤務手当

支給実績（令和4年度）	6,343千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度）	334千円
支給実績（令和3年度）	5,546千円
職員1人当たり平均支給年額（令和3年度）	326千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総
職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であ
り、短時間勤務職員を含む。

(f) その他の手当（令和5年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制 度との 異同	国の制度と 異なる内容	支給実績 (令和4年度)	支給職員 1人当た り平均支 給年額 (令和4年度)
扶養手当	配偶者 6,500円 子 10,000円 父母等 6,500円 特定期間（満16歳年度初めから満22歳年度末 まで）の子の加算 5,000円 ただし、配偶者及び父母等の支給額は、行政 職給料表8級職員にあつては、3,500円とし、 同給料表9級職員にあつては、支給しない （行政職給料表8級及び行政職給料表9級に は、これらに相当する職務の級を含む。）	同じ	—	千円 2,544	円 317,938

住居手当	借家・借間居住者 家賃23,000円以下の場合 家賃-12,000円 家賃23,000円を超える場合 $11,000円 + 1/2 \times (家賃 - 23,000円)$	同じ	—	千円 1,178	円 294,600
通勤手当	交通機関利用者 定期券又は回数乗車券等の価額 最高支給限度額 55,000円 交通用具使用者 2キロ～78キロ以上 2,100円～42,600円 自動四輪車以外の場合は半額	異なる	交通用具の 区分及び距離の区分が 異なる。	千円 2,587	円 129,336
単身赴任 手当	支給額 30,000円 ただし、職員の住居と配偶者の住居間の距離 が80キロ以上の場合加算（距離により5,000円 ～70,000円）	異なる	加算額が異 なる（国： 距離により 8,000円～ 70,000 円）。	千円 456	円 456,000
初任給調 整手当	医師、歯科医師、獣医師等採用の困難な職種 に支給 支給額(月額) 3,000円～414,800円	異なる	支給対象及 び支給額が 異なる。	実績なし	実績なし
管理職手 当	給料表別・職務の級別・支給区分別の定額 支給額 41,600円～130,300円		国：俸給の 特別調整額 として支給	千円 1,561	円 780,600
特勤勤務 手当	離島その他の生活の不便な地に所在する特勤 公署に勤務する職員に支給 支給額（特勤公署異動時の給料及び扶養手当 の月額×1/2+その月の給料及び扶養手当 の月額×1/2）×4%～16%	同じ	—	実績なし	実績なし
特勤勤務 手当に準 ずる手当	特勤公署又は準特勤公署に異動し、当該異動 に伴って住居を移転した職員に支給 支給額 異動時の給料及び扶養手当の月額× 2%～6%	同じ	—	実績なし	実績なし
休日勤務 手当	支給額 休日勤務時間数×勤務1時間あたり の給与額×135/100	異なる	勤務1時間 当たりの給 与額の算出 方法が異な る。	千円 798	円 99,767
夜間勤務 手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午 前5時までの間に勤務した時支給 支給額 夜間勤務時間数×勤務1時間あたり の給与額×25/100	異なる	勤務1時間 当たりの給 与額の算出 方法が異な	千円 539	円 89,857

			る。		
宿日直手当	支給額（勤務1回につき） 2,200円～21,000円	同じ	—	実績なし	実績なし
管理職員特別勤務手当	災害への対処その他の臨時又は緊急の必要等により勤務した管理職員に支給 週休日又は休日に勤務した場合 支給額（勤務1回につき）4,000円～12,000円 （実働時間が6時間を超える場合 6,000円～18,000円） 平日の午前0時から午前5時までの間に勤務した場合 支給額（勤務1回につき）2,000円～6,000円	同じ	—	実績なし	実績なし

(7) 工業用水道事業

a 職員給与費の状況

(a) 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和3年度の総 費用に占める職 員給与費比率
令和4 年度	千円 197,309	千円 5,294	千円 30,008	% 15.2	% 11.9

区 分	職員数 A	給 与 費				1人当たり 給与費B/A	(参考)都道府県平均 1人当たり給与費 千円 —
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和4 年度	人 4	千円 12,920	千円 3,695	千円 4,713	千円 21,328	千円 5,332	

(注) 1 「職員手当」には、退職手当を含まない。

2 「職員数」については、令和5年3月31日現在の人数である。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員（短時間勤務）を含み、会計年度任用職員を含まない。

b 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和5年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
島根県	42.5歳	281,165円	435,020円
都道府県平均	—歳	—円	—円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

c 職員の手当の状況

(a) 期末手当・勤勉手当

島 根 県（工業用水道事業）	島 根 県
1人当たり平均支給額（令和4年度） 1,178千円	1人当たり平均支給額（令和4年度） 1,406千円
（令和4年度支給割合）	（令和4年度支給割合）

期末手当 2.25 月分 (1.15)月分	勤勉手当 1.90 月分 (1.05)月分	期末手当 2.25 月分 (1.15)月分	勤勉手当 1.90 月分 (1.05)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 15～25%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%	

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

(b) 退職手当 (令和5年4月1日現在)

島 根 県 (企 業 局 職 員)			島 根 県		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置 (2～20%加算)			定年前早期退職特例措置 (2～20%加算)		
1人当たり平均支給額 22,682千円			1人当たり平均支給額		
			2,674千円 21,792千円		

(注) 「島根県 (企業局職員)」の「1人当たり平均支給額」は、令和2年度から令和4年度までの間に勸奨又は定年により退職した水道事業、工業用水道事業及び電気事業職員に支給された退職手当の平均額である。「島根県」の「1人当たり平均支給額」は、令和4年度に退職した全職種の職員の退職手当の平均額である。

(c) 地域手当 (令和5年4月1日現在)

支給対象なし

(d) 特殊勤務手当 (令和5年4月1日現在)

支給総額 (令和4年度)	432千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和4年度)	108,000千円
職員全体に占める手当支給職員の割合 (令和4年度)	100.0%
手当の種類 (手当数)	5
手当の名称	特殊現場作業従事手当 水質検査業務従事手当 用地等交渉手当 夜間特殊業務手当 防疫作業等従事手当

(e) 時間外勤務手当

支給実績 (令和4年度)	792千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和4年度)	198千円
支給実績 (令和3年度)	677千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和3年度)	169千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数 (管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(f) その他の手当 (令和5年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和4年度)	支給職員1人当たり平均支給年額 (令和4年度)
扶養手当	配偶者 6,500円 子 10,000円 父母等 6,500円 特定期間（満16歳年度初めから満22歳年度末まで）の子の加算 5,000円 ただし、配偶者及び父母等の支給額は、行政職給料表8級職員にあつては、3,500円とし、同給料表9級職員にあつては、支給しない（行政職給料表8級及び行政職給料表9級には、これらに相当する職務の級を含む。）	同じ	—	実績なし	実績なし
住居手当	借家・借間居住者 家賃23,000円以下の場合 家賃-12,000円 家賃23,000円を超える場合 11,000円+1/2×(家賃-23,000円)	同じ	—	千円 765	円 255,000
通勤手当	交通機関利用者 定期券又は回数乗車券等の価額 最高支給限度額 55,000円 交通用具使用者 2キロ～78キロ以上 2,100円～42,600円 自動四輪車以外の場合は半額	異なる	交通用具の区分及び距離の区分が異なる。	千円 569	円 142,150
単身赴任手当	支給額 30,000円 ただし、職員の住居と配偶者の住居間の距離が80キロ以上の場合加算（距離により5,000円～70,000円）	異なる	加算額が異なる（国：距離により8,000円～70,000円）。	実績なし	実績なし
初任給調整手当	医師、歯科医師、獣医師等採用の困難な職種に支給 支給額（月額） 3,000円～414,800円	異なる	支給対象及び支給額が異なる。	実績なし	実績なし
管理職手当	給料表別・職務の級別・支給区分別の定額 支給額 41,600円～130,300円		国：俸給の特別調整額として支給	実績なし	実績なし
特地勤務手当	離島その他の生活の不便な地に所在する特地公署に勤務する職員に支給 支給額（特地公署異動時の給料及び扶養手	同じ	—	実績なし	実績なし

	当の月額×1/2+その月の給料及び扶養手当の月額×1/2)×4%~16%				
特 地 勤 務 手 当 に 準 ず る 手 当	特 地 公 署 又 は 準 特 地 公 署 に 異 動 し、 当 該 異 動 に 伴 っ て 住 居 を 移 転 し た 職 員 に 支 給 支 給 額 異 動 時 の 給 料 及 び 扶 養 手 当 の 月 額 × 2%~6%	同 じ	—	実 績 な し	実 績 な し
休 日 勤 務 手 当	支 給 額 休 日 勤 務 時 間 数 × 勤 務 1 時 間 当 た り の 給 与 額 × 135/100	異 なる	勤 務 1 時 間 当 た り の 給 与 額 の 算 出 方 法 が 異 なる。	千 円 562	円 140,577
夜 間 勤 務 手 当	正 規 の 勤 務 時 間 と し て 午 後 10 時 から 翌 日 の 午 前 5 時 ま で の 間 に 勤 務 し た 時 支 給 支 給 額 夜 間 勤 務 時 間 数 × 勤 務 1 時 間 当 た り の 給 与 額 × 25/100	異 なる	勤 務 1 時 間 当 た り の 給 与 額 の 算 出 方 法 が 異 なる。	千 円 574	円 191,208
宿 日 直 手 当	支 給 額 (勤 務 1 回 に つ き) 2,200円~21,000円	同 じ	—	実 績 な し	実 績 な し
管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	災 害 へ の 対 処 そ の 他 の 臨 時 又 は 緊 急 の 必 要 等 に よ り 勤 務 し た 管 理 職 員 に 支 給 週 休 日 又 は 休 日 に 勤 務 し た 場 合 支 給 額 (勤 務 1 回 に つ き) 4,000円~12,000 円 (実 働 時 間 が 6 時 間 を 超 え る 場 合 6,000円 ~18,000円) 平 日 の 午 前 0 時 から 午 前 5 時 ま で の 間 に 勤 務 し た 場 合 支 給 額 (勤 務 1 回 に つ き) 2,000円~6,000円	同 じ	—	実 績 な し	実 績 な し

(ロ) 電気事業

a 職員給与費の状況

(a) 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和3年度の総 費用に占める職 員給与費比率
令和4 年度	千円 2,876,285	千円 480,339	千円 517,174	% 18.0	% 19.8

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費9,517千円を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				1 人 当 た り 給 与 費 B/A	(参考)都道府県平均 1人当たり給与費 千円
		給 料	職 員 手 当	期 末 ・ 勤 勉 手 当	計 B		
令和4	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円

年度	62	239,726	58,538	90,263	388,527	6,267	—
----	----	---------	--------	--------	---------	-------	---

(注) 1 「職員手当」には、退職手当を含まない。

2 「職員数」については、令和5年3月31日現在の人数である。

3 職員数及び給与については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員（短時間勤務）を含み、会計年度任用職員を含まない。

b 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和5年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
島根県	45.5歳	342,643円	521,081円
都道府県平均	—歳	—円	—円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

c 職員の手当の状況

(a) 期末手当・勤勉手当

島 根 県（電 気 事 業）			島 根 県		
1人当たり平均支給額（令和4年度）			1人当たり平均支給額（令和4年度）		
1,456千円			1,406千円		
（令和4年度支給割合）			（令和4年度支給割合）		
期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当	
2.25月分	1.90月分		2.25月分	1.90月分	
(1.15)月分	(1.05)月分		(1.15)月分	(1.05)月分	
（加算措置の状況）			（加算措置の状況）		
職制上の段階、職務の級等による加算措置			職制上の段階、職務の級等による加算措置		
役職加算	5～20%		役職加算	5～20%	
管理職加算	15～25%		管理職加算	10～25%	

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

(b) 退職手当（令和5年4月1日現在）

島 根 県（企 業 局 職 員）			島 根 県		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（2～20%加算）			定年前早期退職特例措置（2～20%加算）		
1人当たり平均支給額 22,682千円			1人当たり平均支給額		
			2,674千円 21,792千円		

(注) 「島根県（企業局職員）」の「1人当たり平均支給額」は、令和2年度から令和4年度までの間に勸奨又は定年により退職した水道事業、工業用水道事業及び電気事業職員に支給された退職手当の平均額である。「島根県」の「1人当たり平均支給額」は、令和4年度に退職した全職種の職員の退職手当の平均額である。

(c) 地域手当（令和5年4月1日現在）

支給実績（令和4年度）	734千円
-------------	-------

支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度）		734,124円	
支給対象地域・職種	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
東京都（特別区）	20%	1人	20%

(d) 特殊勤務手当（令和5年4月1日現在）

支給総額（令和4年度）	1,296千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度）	35,027千円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和4年度）	59.7%
手当の種類（手当数）	5
手当の名称	特殊現場作業従事手当 水質検査業務従事手当 用地等交渉手当 夜間特殊業務手当 防疫作業等従事手当

(e) 時間外勤務手当

支給実績（令和4年度）	16,425千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度）	310千円
支給実績（令和3年度）	16,266千円
職員1人当たり平均支給年額（令和3年度）	332千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(f) その他の手当（令和5年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（令和4年度）	支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度）
扶養手当	配偶者 6,500円 子 10,000円 父母等 6,500円 特定期間（満16歳年度初めから満22歳年度末まで）の子の加算 5,000円 ただし、配偶者及び父母等の支給額は、行政職給料表8級職員にあつては、3,500円とし、同給料表9級職員にあつては、支給しない（行政職給料表8級及び行政職給料表9級には、これらに相当する職務の級を含む。）	同じ	—	千円 7,439	円 206,639
住居手当	借家・借間借住者 家賃23,000円以下の場合 家賃-12,000円 家賃23,000円を超える場合 11,000円+1/2×(家賃-23,000円)	同じ	—	千円 2,616	円 237,792
通勤手当	交通機関利用者 定期券又は回数乗車券等の価額 最高支給限度額 55,000円	異なる	交通用具の区分及び距離の区分が	千円 7,898	円 154,869

	交通用具使用者 2キロ～78キロ以上 2,100円～42,600円 自動四輪車以外の場合は半額		異なる。		
単身赴任 手当	支給額 30,000円 ただし、職員の住居と配偶者の住居間の距離が80キロ以上の場合加算（距離により5,000円～70,000円）	異なる	加算額が異なる（国：距離により8,000円～70,000円）。	千円 3,048	円 508,000
初任給調 整手当	医師、歯科医師、獣医師等採用の困難な職種に支給 支給額(月額) 3,000円～414,800円	異なる	支給対象及び支給額が異なる。	実績なし	実績なし
管理職手 当	給料表別・職務の級別・支給区分別の定額 支給額 41,600円～130,300円		国：俸給の特別調整額として支給	千円 7,702	円 770,160
特勤勤務 手当	離島その他の生活の不便な地に所在する特勤公署に勤務する職員に支給 支給額（特勤公署異動時の給料及び扶養手当の月額×1/2+その月の給料及び扶養手当の月額×1/2）×4%～16%	同じ	—	実績なし	実績なし
特勤勤務 手当に準 ずる手当	特勤公署又は準特勤公署に異動し、当該異動に伴って住居を移転した職員に支給 支給額 異動時の給料及び扶養手当の月額×2%～6%	同じ	—	実績なし	実績なし
休日勤務 手当	支給額 休日勤務時間数×勤務1時間当たりの給与額×135/100	異なる	勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる。	千円 1,622	円 60,087
夜間勤務 手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した時支給 支給額 夜間勤務時間数×勤務1時間当たりの給与額×25/100	異なる	勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる。	千円 1,331	円 53,233
宿日直手 当	支給額（勤務1回につき） 2,200円～21,000円	同じ	—	実績なし	実績なし
管理職員 特別勤務 手当	災害への対処その他の臨時又は緊急の必要等により勤務した管理職員に支給 週休日又は休日に勤務した場合 支給額（勤務1回につき）4,000円～12,000円	同じ	—	千円 264	円 37,714

(実働時間が6時間を超える場合 6,000円～18,000円) 平日の午前0時から午前5時までの間に勤務した場合 支給額(勤務1回につき)2,000円～6,000円				
--	--	--	--	--

イ 病院局

(7) 総括

a 定員適正化目標

今後の医療情勢を踏まえ、より適切な医療を提供するために必要とする職員を、経営状況を勘案しながら適切に確保する。

(4) 病院事業

a 職員給与費の状況

(a) 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和3年度の総 費用に占める職 員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
令和4 年度	22,963,620	751,729	10,234,785	44.6	44.4

区 分	職員数 A	給 与 費				1人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府県平均 1人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
令和4 年度	1,085	4,257,241	2,802,892	1,101,724	8,161,857	7,522	—

(注) 1 「職員手当」には、退職手当を含まない。

2 「職員数」については、令和5年3月31日現在の人数である。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員(短時間勤務)を含み、会計年度任用職員を含まない。

b 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(令和5年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
島根県(医師)	45.1歳	567,789円	1,399,695円
島根県(看護師)	36.8歳	308,179円	473,097円
島根県(事務職員)	34.0歳	257,615円	364,474円
都道府県平均(医師)	—歳	—円	—円
都道府県平均(看護師)	—歳	—円	—円
都道府県平均(事務職員)	—歳	—円	—円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

c 職員の手当の状況

(a) 期末手当・勤勉手当

島 根 県 (病 院 事 業)	島 根 県
1人当たり平均支給額(令和4年度)	1人当たり平均支給額(令和4年度)

1,250千円		1,406千円	
(令和4年度支給割合)		(令和4年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.25月分	1.90月分	2.25月分	1.90月分
(1.15)月分	(1.05)月分	(1.15)月分	(1.05)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
役職加算	5～20%	役職加算	5～20%
管理職加算	15～25%	管理職加算	10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

(b) 退職手当 (令和5年4月1日現在)

島根県(病院事業)			島根県		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2～20%加算)			定年前早期退職特例措置(2～20%加算)		
1人当たり平均支給額			1人当たり平均支給額		
2,447千円		20,139千円	2,674千円		21,792千円

(注) 「島根県(病院事業)」の「1人当たり平均支給額」は、令和4年度に退職した病院事業職員に支給された退職手当の平均額である。「島根県」の「1人当たり平均支給額」は、令和4年度に退職した全職種の職員の退職手当の平均額である。

(c) 地域手当 (令和5年4月1日現在)

支給実績(令和4年度)		154,317千円	
支給職員一人当たり平均支給年額(令和4年度)		902,439円	
支給対象地域・職種	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
医師・歯科医師	16%	158人	0%
県内全市町村	0%	975人	0%

(d) 特殊勤務手当 (令和5年4月1日現在)

支給総額(令和4年度)	398,398千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度)	375,847千円
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和4年度)	88.2%
手当の種類(手当数)	11
手当の名称	有害物取扱手当 特殊現場作業従事手当 特殊自動車等運転手当 防疫作業等従事手当 死体取扱手当 精神保健業務手当 夜間特殊業務手当 放射線取扱業務等従事手当 機能回復訓練従事手当 病院業務従事手当 航空業務従事手当

(e) 時間外勤務手当

支給実績(令和4年度)	760,898千円
-------------	-----------

職員1人当たり平均支給年額（令和4年度）	703千円
支給実績（令和3年度）	731,234千円
職員1人当たり平均支給年額（令和3年度）	691千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(f) その他の手当（令和5年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和4年度)	支給職員1人当たり平均支給年額 (令和4年度)
扶養手当	配偶者 6,500円 子 10,000円 父母等 6,500円 特定期間（満16歳年度初めから満22歳年度末まで）の子の加算 5,000円 ただし、配偶者及び父母等の支給額は、行政職給料表8級職員にあつては、3,500円とし、同給料表9級職員にあつては、支給しない（行政職給料表8級及び行政職給料表9級には、これらに相当する職務の級を含む。）	同じ	—	千円 116,974	円 245,228
住居手当	借家・借間居住者 家賃23,000円以下の場合 家賃-12,000円 家賃23,000円を超える場合 $11,000円 + 1/2 \times (家賃 - 23,000円)$	同じ	—	千円 112,449	円 281,828
通勤手当	交通機関利用者 定期券又は回数乗車券等の価額 最高支給限度額 55,000円 交通用具使用者 2キロ～78キロ以上 $2,100円 \sim 42,600円$ 自動四輪車以外の場合は半額	異なる	交通用具の区分及び距離の区分が異なる。	千円 54,794	円 64,615
単身赴任手当	支給額 30,000円 ただし、職員の住居と配偶者の住居間の距離が80キロ以上の場合加算（距離により5,000円～70,000円）	異なる	加算額が異なる（国：距離により8,000円～70,000円）。	千円 1,464	円 366,000
初任給調整手当	医師、歯科医師、獣医師等採用の困難な職種に支給 支給額(月額) 3,000円～414,800円	異なる	支給対象及び支給額が異なる。	千円 591,545	円 3,563,523

管理職手当	給料表別・職務の級別・支給区分別の定額 支給額 41,600円～130,300円		国：俸給の特別調整額として支給	千円 43,560	円 871,202
特勤手当	離島その他の生活の不便な地に所在する特勤公署に勤務する職員に支給 支給額 (特勤公署異動時の給料及び扶養手当の月額×1/2+その月の給料及び扶養手当の月額×1/2)×4%～16%	同じ	—	実績なし	実績なし
特勤手当に準ずる手当	特勤公署又は準特勤公署に異動し、当該異動に伴って住居を移転した職員に支給 支給額 異動時の給料及び扶養手当の月額×2%～6%	同じ	—	実績なし	実績なし
休日勤務手当	支給額 休日勤務時間数×勤務1時間当たりの給与額×135/100	異なる	勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる。	千円 24,315	円 73,460
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した時支給 支給額 夜間勤務時間数×勤務1時間当たりの給与額×25/100	異なる	勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる。	千円 83,901	円 116,368
宿直手当	支給額 (勤務1回につき) 2,200円～21,000円	同じ	—	千円 42,702	円 254,176
管理職員特別勤務手当	災害への対処その他の臨時又は緊急の必要等により勤務した管理職員に支給 週休日又は休日に勤務した場合 支給額 (勤務1回につき) 4,000円～12,000円 (実働時間が6時間を超える場合 6,000円～18,000円) 平日の午前0時から午前5時までの間に勤務した場合 支給額 (勤務1回につき) 2,000円～6,000円	同じ	—	千円 389	円 32,417

ウ 下水道推進課

(7) 下水道事業

a 職員給与費の状況

(a) 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和3年度の総 費用に占める職
-----	----------	---------------	------------	---------------------------	----------------------------

					員給与費比率
令和4年度	千円 4,190,206	千円 5,432	千円 107,506	% 2.6	% 2.6

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費63,203千円を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				1 人 当 たり 給 与 費 B/A	(参考)都道府県平均 1人あたり給与費 千円 -
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和4年度	人 19	千円 78,064	千円 14,740	千円 39,490	千円 132,294	千円 6,963	

(注) 1 「職員手当」には、退職手当を含まない。

2 「職員数」については、令和5年3月31日現在の人数である。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員（短時間勤務）を含み、会計年度任用職員を含まない。

b 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和5年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
島根県	47.3歳	340,661円	524,834円
都道府県平均	一歳	一円	一円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

c 職員の手当の状況

(a) 期末手当・勤勉手当

島 根 県 (下 水 道 事 業)				島 根 県			
1人あたり平均支給額 (令和4年度)				1人あたり平均支給額 (令和4年度)			
1,425千円				1,406千円			
(令和4年度支給割合)				(令和4年度支給割合)			
期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当	
2.25月分		1.90月分		2.25月分		1.90月分	
(1.15)月分		(1.05)月分		(1.15)月分		(1.05)月分	
(加算措置の状況)				(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置				職制上の段階、職務の級等による加算措置			
役職加算 5~20%				役職加算 5~20%			
管理職加算 15~25%				管理職加算 10~25%			

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

(b) 退職手当 (令和5年4月1日現在)

島 根 県 (下 水 道 事 業)			島 根 県		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)			定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)		
1人あたり平均支給額 一千元			1人あたり平均支給額		

	2,674千円	21,792千円
--	---------	----------

(注) 「島根県(下水道事業)」の「1人当たり平均支給額」は、退職手当の支給対象者がいないため、「—」としている。「島根県」の「1人当たり平均支給額」は、令和4年度に退職した全職種の職員の退職手当の平均額である。

(c) 地域手当(令和5年4月1日現在)

支給対象なし

(d) 特殊勤務手当(令和5年4月1日現在)

支給総額(令和4年度)	29千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度)	3,625千円
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和4年度)	42.1%
手当の種類(手当数)	3
手当の名称	特殊現場作業従事手当 特殊環境施設業務従事手当 防疫作業等従事手当

(e) 時間外勤務手当

支給実績(令和4年度)	4,957千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度)	292千円
支給実績(令和3年度)	8,008千円
職員1人当たり平均支給年額(令和3年度)	449千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(f) その他の手当(令和5年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(令和4年度)	支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度)
扶養手当	配偶者 6,500円 子 10,000円 父母等 6,500円 特定期間(満16歳年度初めから満22歳年度末まで)の子の加算 5,000円 ただし、配偶者及び父母等の支給額は、行政職給料表8級職員にあつては、3,500円とし、同給料表9級職員にあつては、支給しない(行政職給料表8級及び行政職給料表9級には、これらに相当する職務の級を含む。)	同じ	—	千円 2,698	円 269,782
住居手当	借家・借間居住者 家賃23,000円以下の場合 家賃-12,000円 家賃23,000円を超える場合 11,000円+1/2×(家賃-23,000円)	同じ	—	千円 1,290	円 322,500
通勤手当	交通機関利用者	異なる	交通用具の	千円	円

	定期券又は回数乗車券等の価額 最高支給限度額 55,000円 交通用具使用者 2キロ～78キロ以上 2,100円～42,600円 自動四輪車以外の場合は半額		区分及び距離の区分が異なる。	2,689	179,244
単身赴任手当	支給額 30,000円 ただし、職員の住居と配偶者の住居間の距離が80キロ以上の場合加算（距離により5,000円～70,000円）	異なる	加算額が異なる（国：距離により8,000円～70,000円）。	実績なし	実績なし
初任給調整手当	医師、歯科医師、獣医師等採用の困難な職種に支給 支給額(月額) 3,000円～414,800円	異なる	支給対象及び支給額が異なる。	実績なし	実績なし
管理職手当	給料表別・職務の級別・支給区分別の定額 支給額 41,600円～130,300円		国：俸給の特別調整額として支給	千円 1,397	円 698,400
特地勤務手当	離島その他の生活の不便な地に所在する特地公署に勤務する職員に支給 支給額（特地公署異動時の給料及び扶養手当の月額×1/2+その月の給料及び扶養手当の月額×1/2）×4%～16%	同じ	—	実績なし	実績なし
特地勤務手当に準ずる手当	特地公署又は準特地公署に異動し、当該異動に伴って住居を移転した職員に支給 支給額 異動時の給料及び扶養手当の月額×2%～6%	同じ	—	実績なし	実績なし
休日勤務手当	支給額 休日勤務時間数×勤務1時間当たりの給与額×135/100	異なる	勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる。	千円 26	円 12,798
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した時支給 支給額 夜間勤務時間数×勤務1時間当たりの給与額×25/100	異なる	勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる。	千円 13	円 6,690
宿日直手当	支給額（勤務1回につき） 2,200円～21,000円	同じ	—	千円 9	円 8,800
管理職員特別勤務	災害への対処その他の臨時又は緊急の必要等により勤務した管理職員に支給	同じ	—	千円 40	円 40,000

手当	週休日又は休日に勤務した場合 支給額（勤務1回につき）4,000円～12,000円 （実働時間が6時間を超える場合 6,000円～18,000円） 平日の午前0時から午前5時までの間に勤務した場合 支給額（勤務1回につき）2,000円～6,000円				
----	--	--	--	--	--

(8) 退職者（管理職）の再就職状況

令和 4 年度末退職者（管理職）の再就職の状況

区分	退職者数	合計	左のうち再就職した者					
			島根県に再就職した者			島根県以外に再就職した者		
			再任用職員	会計年度任用職員	臨時的任用職員	民間企業等	国、他の地方公共団体	公共的団体等
一般職員	94	64	36	0	0	18	0	10
教育職員	19	15	9	1	0	2	3	0
警察職員	5	4	0	0	0	4	0	0
計	118	83	45	1	0	24	3	10

(注) 1 「管理職」とは、退職時に課長級以上の職にあった職員

2 「島根県以外に再就職した者」は、令和 5 年 5 月 31 日時点で民間企業等、国・他の地方公共団体及び公共的団体等に再就職したとして届出があった者

3 「再任用職員」とは、地方公務員法第28条の4又は第28条の5の規定により再度任用された者

4 「会計年度任用職員」とは、地方公務員法第22条の2の規定により任用された者

5 「臨時的任用職員」とは、地方公務員法第22条の3の規定により任用された者

6 「国・他の地方公共団体」へ再就職した者には、国又は他の地方公共団体との人事交流のため退職し、再就職した者は除く。

7 「公共的団体等」とは、公益的法人、社会福祉法人等の民間企業等及び国・他の地方公共団体以外の団体

8 「一般職員」とは、教育職員及び警察職員を除く職員

2 職員の勤務条件等について

(1) 職員の勤務時間

ア 職員の勤務時間（標準）

1週間の正規の勤務時間	1日の正規の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間	休息時間
38時間45分	7時間45分	8:30	17:15	12:00～13:00	

(参考) 職員の勤務時間に関する条例（昭和27年島根県条例第9号）、職員の勤務時間に関する規則（平成元年島根県人事委員会規則第5号）、職員の勤務時間に関する規程（平成元年島根県訓令第5号）及び職員の勤務時間に関する規程（平成4年島根県教育委員会訓令第5号）（知事部局等、教育委員会、警察本部）

イ 休暇の概要

種 類	概 要
年次有給休暇	1年（※暦年）につき20日 年末に年次有給休暇の使用残日数があるときは、20日を限度として翌年に繰り越すことができる。
公務傷病等休暇	職員が公務上又は通勤により負傷し、疾病にかかった場合において任命権者が療養を必要と認めるときは、その療養期間中は有給休暇
私傷病休暇	職員が負傷し、又は疾病にかかった場合において、任命権者が療養を必要と認めるときは、結核性疾患1年、人事委員会規則で定める特定の疾患180日、その他の疾患90日の期間は有給休暇
夏季休暇	6月から10月までの間に4日以内
生理休暇	生理日の就業が著しく困難な職員は、2日を超えない範囲内で生理休暇の取得が可能
産前産後休暇	産前：8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定である女子職員が請求した場合 → 出産の日までの請求した期間 産後：女子職員が出産した場合 → 出産日の翌日から8週間を経過する日までの期間
慶弔休暇	本人の結婚：7日以内 妻の出産：3日以内 忌引：配偶者10日以内、父母7日以内（血族）等 父母、配偶者及び子の祭日：年各々1日
介護休暇	職員が、親族で負傷、疾病又は老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護をするため、介護を要する一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間内において必要と認められる期間で介護休暇を受けることができる。休暇期間中の給与は減額
介護時間	介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間内において、1日につき2時間を超えない範囲内で取得可能
特別休暇	特別休暇は、風水震災その他の天災地変による職員の現住居の滅失又は破壊、生後3年に達しない子を育てる場合（育児時間）等、特定の事由がある場合に限って与える

（参考） 職員の休日及び休暇に関する条例（昭和27年島根県条例第10号）、職員の休日及び休暇に関する規則（昭和27年島根県人事委員会規則第4号）、島根県企業局職員就業規程（昭和48年公営企業管理規程第2号）、島根県病院局職員就業規程（平成19年島根県病院局管理規程第8号）、県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する条例（昭和31年島根県条例第36号）及び県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する規則（昭和31年島根県人事委員会規則第11号）

ウ 特別休暇の種類（主なもの）

種 類	付与日数
骨髄提供のための休暇	必要と認める期間
ボランティア休暇	5日以内
育児時間	満1歳まで1日120分以内、満1歳～3歳まで60分以内（30分を単位として2回に分けて取得可）
男性職員の育児参加のための休暇	5日以内
子の看護のための休暇	5日以内（中学校就学の始期に達するまでの子を複数養育する場合は10日以内）
短期の介護休暇	5日以内（要介護者が2人以上の場合は、10日以内）
妊娠障害（つわり）	10日以内

(2) 職員の分限及び懲戒処分状況

（注）各項目のうち教育委員会の数値については、県費負担教職員を含むもの

ア 分限処分者数

知事部局等

処分の種類 処分事由	降 任	免 職	休 職	降 給	合 計	失職
勤務実績がよい場合 (地公法第28条第1項第1号)	0	0	0	0	0	
心身の故障の場合 (地公法第28条第1項第2号) (地公法第28条第2項第1号)	0	0	99	0	99	
職に必要な適格性を欠く場合 (地公法第28条第1項第3号)	0	0	0	0	0	
その他	0	0	0	0	0	
合 計	0	0	99	0	99	
地公法第28条第4項による失職						0

教育委員会

処分の種類 処分事由	降 任	免 職	休 職	降 給	合 計	失職
勤務実績がよい場合 (地公法第28条第1項第1号)	0	0	0	0	0	
心身の故障の場合 (地公法第28条第1項第2号) (地公法第28条第2項第1号)	0	0	109	0	109	
職に必要な適格性を欠く場合 (地公法第28条第1項第3号)	0	0	0	0	0	
その他	0	0	1	0	1	
合 計	0	0	110	0	110	
地公法第28条第4項による失職						0

警察本部

処分の種類 処分事由	降 任	免 職	休 職	降 給	合 計	失職
勤務実績がよい場合 (地公法第28条第1項第1号)	0	0	0	0	0	
心身の故障の場合 (地公法第28条第1項第2号) (地公法第28条第2項第1号)	0	0	18	0	18	
職に必要な適格性を欠く場合 (地公法第28条第1項第3号)	0	0	0	0	0	

その他	0	0	0	0	0	
合 計	0	0	18	0	18	
地公法第28条第4項による失職						0

イ 懲戒処分者数

知事部局等

処分の種類 処分事由	戒 告	減 給	停 職	免 職	合 計
法令に違反した場合 (地公法第29条第1項第1号)	0	0	0	0	0
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合 (地公法第29条第1項第2号)	0	1	0	0	1
全体の奉仕者たるにふさわしくない非 行のあった場合 (地公法第29条第1項第3号)	0	0	0	0	0
合 計	0	1	0	0	1

教育委員会

処分の種類 処分事由	戒 告	減 給	停 職	免 職	合 計
法令に違反した場合 (地公法第29条第1項第1号)	0	1	1	3	5
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合 (地公法第29条第1項第2号)	0	0	0	0	0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非 行のあった場合 (地公法第29条第1項第3号)	0	0	0	0	0
合 計	0	1	1	3	5

警察本部

処分の種類 処分事由	戒 告	減 給	停 職	免 職	合 計
法令に違反した場合 (地公法第29条第1項第1号)	0	1	0	1	2
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合 (地公法第29条第1項第2号)	1	0	0	0	1
全体の奉仕者たるにふさわしくない非 行のあった場合 (地公法第29条第1項第3号)	0	0	0	0	0

合 計	1	1	0	1	3
-----	---	---	---	---	---

(3) 職員のサービスの状況

ア 職員の年次有給休暇の取得状況

区 分	総取得日数 a (日)	全対象職員数 b (人)	平均取得日数 a/b (日)
知事部局等	49,084	4,253	11.5
教育委員会	33,862	2,867	11.8
警 察 本 部	22,553	1,680	13.4
合 計	105,499	8,800	12.0

(注) 対象期間：暦年（令和4年1月1日～令和4年12月31日）

イ 育児休業等の取得状況

区 分		育児休業 取得者数	部分休業 取得者数	育児短時間 勤務取得者数
知事部局等	男性職員	59	0	2
	女性職員	90	64	18
教育委員会	男性職員	18	0	0
	女性職員	131	7	3
警 察 本 部	男性職員	24	0	0
	女性職員	13	0	0
計		335	71	23

(注) 令和4年度に新たに取得した者の数。

(注) 各項目のうち教育委員会の数値については、県費負担教職員を含むもの

ウ 介護休暇の取得状況

		介護休暇 取得者数
知事部局等	男性職員	2
	女性職員	4
教育委員会	男性職員	0
	女性職員	3
警 察 本 部	男性職員	0
	女性職員	0
計		9

		介護休暇承認期間					
		1月以下	1月超え 2月以下	2月超え 3月以下	3月超え 4月以下	4月超え 5月以下	5月超え
知事部局等	男性職員	1	0	1	0	0	0
	女性職員	2	2	0	0	0	0
教育委員会	男性職員	0	0	0	0	0	0
	女性職員	0	1	0	0	0	2

警 察 本 部	男性職員	0	0	0	0	0	0
	女性職員	0	0	0	0	0	0
	計	3	3	1	0	0	2

(注) 各項目のうち教育委員会の数値については、県費負担教職員を含むもの

エ 自己啓発休業・修学部分休業の取得状況

		自己啓発休業 取得者数	修学部分休業 取得者数
知事部局等	男性職員	0	0
	女性職員	0	1
教育委員会	男性職員	0	0
	女性職員	0	0
警 察 本 部	男性職員	0	0
	女性職員	0	0
	計	0	1

(注) 各項目のうち教育委員会の数値については、県費負担教職員を含むもの

(4) 職員の研修及び人事評価の状況

ア 研修の状況

一般職員（自治研修所）

研修名等	研修回数	研修日数	受講者数	備 考
新規採用職員	9	30	461	市町村職員含む。
一般職員第Ⅰ課程	8	16	276	市町村職員含む。
一般職員第Ⅱ課程	7	14	236	市町村職員含む。
中堅職員	6	12	219	市町村職員含む。R3 延期分含む。
管理監督者第Ⅰ課程 （旧新任係長）	5	10	152	市町村職員対象
新任企画員	2	4	54	
新任GL	8	12	134	
管理監督者第Ⅱ課程 （旧新任課長補佐）	3	6	126	市町村職員対象
新任課長	7	13	199	市町村職員含む。
選択研修	31	31	803	全15講座30開催 市町村職員含む。 ※日数及び回数には、オンラインを含まない。

教育職員（教育センター）

研修名等	研修回数	研修日数	受講者数	備 考
初任者	41	67	1,374	教諭、養護教諭、栄養教諭、幼稚園教諭、 学校事務職員、実習教員
経験者	43	56	1,308	6年目研修、11年目研修
管理職	16	26	1,238	校長（新任、2年目） 教頭・副校長（新任、2・3年目）

職務	47	71	2,815	特別支援教育専任教員研修、教務主任研修等
テーマ研修	54	78	2,116	キャリア教育研修、体育科実技研修等
能力開発	54	60	1,114	教科等、生徒指導等、情報教育
出前講座	150	150	2,091	教育課題、教科等、情報教育、教育相談、特別支援教育等

(注) 対象：小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、幼稚園

警察職員（警察学校）

研修名等	研修回数	研修日数	受講者数	備 考
初任科	2	484	53	短期課程（6月）、長期課程（10月）
一般職員初任科	1	25	17	一般職員対象
初任補修科	2	143	43	短期課程（2月）、長期課程（3月）
警部補・巡査部長等任用科	4	46	22	警部補、巡査部長、係長、主任各1回
部門別任用科	4	76	42	生活安全、刑事、交通、警備
専科（業務に直結）	27	174	230	交通事故事件捜査、被害者支援等

イ 人事評価の状況

区 分	項 目	評定回数	評定時期	評定対象者数
知事部局等	人事評価（病院局医療職等を除く）	2	4年9月、5年3月	3,645人
	人事評価（病院局医療職等）	1	5年9月	1,085人
教育委員会	人事評価（事務局等職員）	2	4年9月、5年3月	621人
	勤務評価（県立学校教育職員）	1	5年2月	2,011人
	勤務評価（市町村立学校教職員）	1	5年2月	4,454人
警 察	人事評価	2	4年9月、5年3月	1,691人

(5) 職員の福祉及び利益の保護の状況

ア 安全衛生管理体制

選任状況	総括安全衛生管理者		安全管理者		衛生管理者			安全衛生推進者等	
	選任すべき 事業場数	うち選任 事業場数	選任すべき 事業場数	うち選任 事業場数	選任すべき 事業場数	うち選任 事業場数	選任者数	選任すべき 事業場数	うち選任 事業場数
区 分									
知事部局等	6	6	7	7	23	21	28	49	49
教育委員会	0	0	0	0	38	38	39	25	25
警 察 本 部	0	0	0	0	8	8	12	5	5

選任状況 区分	産 業 医				委 員 会				
	選任すべき 事業場数	うち選任 事業場数	選任者数	実選任者数	衛生委員会		安全委員会		左のうち、安全衛生委員 会として設置してい る事業場数
					設置すべき 事業場数	うち設置 事業場数	設置すべき 事業場数	うち選任 事業場数	
知事部局等	23	23	23	16	23	23	7	7	7
教育委員会	38	37	37	37	38	38	0	0	0
警察本部	8	8	10	9	8	8	0	0	0

イ 職員のための福利厚生活動事業費

知事部局等

事業名	事業の概要・目的	決算額 (千円)
職員会館管理・運営事業	職員が健康づくりや文化的教養を高める施設として、職員会館の管理・運営を行った。	13,033
労働安全・衛生事務	職員が職場で安全で健康に働けるようにするため、安全衛生委員会の開催や、安全管理者、衛生管理者、産業医の設置等を行った。	9,534
健康相談・指導事務	職員が身体の疾病を予防し、健康の保持、増進に関して適切なアドバイスが受けられるように健康相談等を実施した。	26
メンタルヘルス対策事業	精神疾患の予防や病気、医療に関して適切なアドバイスが受けられるようにストレスチェック制度、職員相談、専門相談、研修等を実施した。また、令和4年度は、新たにメンタルヘルス対策強化事業として、ストレスチェック結果詳細分析や若手職員のこころの健康実態調査による現状把握のほか、高ストレス職場への助言面接等を実施した。	24,088
健康診断事業	職員に対して、法定健康診断及び生活習慣病対策としての各種健康診断を実施した。また、健康管理システムを運用し、職員の健康管理の効率化を図った。	52,465
被服貸与費	島根県職員被服等貸与規程に基づき職員に被服（作業衣、白衣等）を貸与した。	5,517
合 計		104,663

教育委員会

事業名	事業の概要・目的	決算額 (千円)
労働安全・衛生推進事務	職場の環境改善や教職員の健康管理を徹底するため、衛生委員会の開催や衛生管理者・産業医を配置、またそれに伴う研修等を行った。	2,631

メンタルヘルス対策事業	教職員が心の健康についての理解を深め、予防と早期の対処を行えるようストレスチェックの実施、専門相談や研修会等を実施した。	12,707
健康診断事業	教職員の疾病の早期発見や予防に努め、心身ともに健康で働くことができるよう、各種法定健康診断等を実施した。	45,935
合 計		61,273

警察本部

事業名	事業の概要・目的	決算額 (千円)
労働安全・衛生事務	職員が職場で安全で健康に働けるようにするため、安全衛生委員会の開催や、衛生管理者・産業医の配置等を行った。	5,844
健康相談・指導事務	職員が身体の疾病を予防し、健康の保持、増進に関して適切なアドバイスが受けられるように、健康相談・健康教育等を実施した。	509
メンタルヘルス対策事業	職員が心の健康についての理解を深め、精神疾患の予防や病気、医療に関して適切なアドバイスが受けられるように健康相談、研修、ストレスチェック制度、職場復帰支援制度等を実施した。	141
生活支援事業	職員が将来に向けて生活設計が立てられるようにライフプランセミナーを実施した。	623
健康診断事業	職員が健康に働くことができるように疾病予防や早期発見・早期治療を目的とし、各種法定健康診断等を実施した。	24,817
合 計		31,934

ウ 職員の健康診断の状況

健康診断の種類	知事部局等		教育委員会		警察本部	
	対象者	受診者	対象者	受診者	対象者	受診者
雇入時健康診断	277	277	308	308	70	70
定期健康診断	2,405	2,405	2,709	2,429	1,195	1,195
人間ドック	2,022	2,022	1,110	1,110	535	535

エ 勤務条件に関する措置の要求の状況

令和4年度中において人事委員会からの勧告はなかった。

オ 不利益処分に関する不服申立の状況

令和4年度中において人事委員会からは是正の指示はなかった。

3 人事委員会の報告について

(1) 職員の競争試験及び選考の状況

ア 競争試験

(ア) 採用試験

a 試験実施概要

試験の種類	試験区分	受験資格	試験日程			試験内容	
			受付期間	第1次試験	第2次試験	第1次試験	第2次試験
大学卒業程度試験	行政B（面接重視型）	平成5年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた者若しくは平成13年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による大学を卒業した者又は令和5年3月31日までに卒業見込みの者	3月1日から 同月25日まで	4月17日	5月21日から 同月24日まで	基礎能力試験 択一式 70分 （SPI3（基礎能力検査・性格検査）） 自己アピール論文試験	人物試験 自己PR型面接 個別面接 集団討論
	農学（農業・畜産）B・林業B・総合土木B	[総合土木B] 平成5年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた者若しくは平成13年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による大学を卒業した者又は令和5年3月31日までに卒業見込みの者	同上	同上	5月28日から 同月29日まで	基礎能力試験 択一式 70分 （SPI3（基礎能力検査・性格検査））	人物試験 個別面接 専門口述試験 論文試験
	保健師B・農学（農業・畜産）B・林業B・水産B・総合土木B	しくは平成13年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による大学を卒業した者又は令和5年3月31日までに卒業見込みの者	9月6日から 10月7日まで	10月29日から 同月30日まで	—	基礎能力試験 択一式 70分 （SPI3（基礎能力検査）） 論文試験 人物試験 個別面接 専門口述試験 適性検査	—
	化学B・農学（農業・畜産）B・林業B・総合土木B	[総合土木B以外] 平成2年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた者若しくは平成13年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法	11月25日から 12月16日まで	1月7日から 1月8日まで	—	基礎能力試験 択一式 70分 （SPI3（基礎能力検査）） 論文試験 人物試験 個別面接 専門口述試験 適性検査	—

	による大学を卒業した者又は令和5年3月31日までに卒業見込みの者					
行政A・化学 ・心理・児童福祉・保健師・食品衛生・農学 (農業・畜産)A・林業A・水産・総合土木A ・建築・機械・電気・警察事務・少年補導・警察法医・情報処理	[行政A・総合土木A] 平成5年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた者若しくは平成13年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による大学を卒業した者又は令和5年3月31日までに卒業見込みの者 [行政A・総合土木Aを除く試験区分] 平成2年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた者若しくは平成13年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による大学を卒業した者又は令和5年3月31日までに卒業見込みの者	4月22日から 5月20日まで	6月19日	7月23日から 同月29日まで	教養試験 五肢択一式 50問150分 専門試験 五肢択一式 40問120分 択一式及び 記述式 120分 (情報処理) 五肢択一式 48問から40問 自由選択 120分 (総合土木A) 五肢択一式 55問から20問 自由選択 90分 (農学A・警察事務)	人物試験 個別面接 集団討論 (行政Aのみ) 論文試験 適性検査 筆記実技試験 (建築のみ)
保健師A・ 建築・電気		9月6日から 10月7日まで	10月29日 同月30日まで	—	教養試験 五肢択一式 40問120分 専門試験 五肢択一式	—

						30問 120分 (建築・電気) 五肢択一 30問 90分 (保健師A) 人物試験 個別面接 論文試験 適性検査 筆記実技試験 (建築のみ)	
	電気		11月25日から 12月16日まで	1月7日から 1月8日まで	—	教養試験 五肢択一式 40問 120分 専門試験 五肢択一式 30問 120分 人物試験 個別面接 論文試験 適性検査	—
高校卒業程度試験	総合土木・ 建築	平成13年4月2日から平成17年4月1日まで に生まれた者 (ただし、学校教育法による高等学校在学中の者を除く)	4月22日から 5月20日まで	6月19日	7月24日から 同月29日まで	教養試験 五肢択一式 40問 120分 専門試験 五肢択一式 35問 105分 (総合土木) 五肢択一式 30問 90分 (建築)	人物試験 個別面接 作文試験 適性検査
	一般事務・ 総合土木・ 建築・機械 ・電気・学 校事務A, B (出雲)・学 校事務A, B (石見)・警 察事務	[学校事務A] 平成5年4月2日から平成13年4月1日まで に生まれた者 [学校事務A以外] 平成13年4月2日から平成17	7月27日から 8月26日まで	9月25日	10月24日から 同月28日まで	教養試験 五肢択一式 50問 120分 専門試験 五肢択一式 40問 120分 (総合土木・建築・機械・電気)	人物試験 個別面接 作文試験 適性検査

		年4月1日までに生まれた者					
	電気	平成13年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた者	11月25日から 12月16日まで	1月7日から 同月8日まで	—	教養試験 五肢択一式 40問120分 専門試験 五肢択一式 30問90分 作文試験 人物試験 個別面接 適性検査	—
資格免許職試験	臨床検査技師	平成6年4月2日以降に生まれた者で、臨床検査技師の免許を有する者（取得見込み含む）	4月22日から 5月20日まで	6月19日	7月24日から 同月29日まで	教養試験 五肢択一式 50問150分 専門試験 五肢択一式 40問120分	人物試験 個別面接 作文試験 適性検査
			7月27日から 8月26日まで	9月25日	10月24日から 同月28日まで	教養試験 五肢択一式 50問150分 専門試験 五肢択一式 40問120分	人物試験 個別面接 作文試験 適性検査
	診療放射線技師	平成6年4月2日以降に生まれた者で、診療放射線技師の免許を有する者（取得見込み含む）	4月22日から 5月20日まで	6月19日	7月24日から 同月29日まで	教養試験 五肢択一式 50問150分 専門試験 五肢択一式 40問120分	人物試験 個別面接 作文試験 適性検査
	司書	平成5年4月2日以降に生まれた者で、司書の資格を有する者（取得見込み含む）	7月27日から 8月26日まで	9月25日	10月24日から 同月28日まで	教養試験 五肢択一式 50問150分 専門試験 五肢択一式 40問120分	人物試験 個別面接 作文試験 適性検査
経験者採用試験	行政	昭和45年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた者	7月27日から 9月16日まで	10月16日	11月26日から 同月28日まで	教養試験 五肢択一式 50問120分 自己アピール論文試験	人物試験 自己PR型面接 個別面接 適性検査

島根創 生推進 枠 採用選 考試験	行政	昭和52年4月 2日から平成5 年4月1日まで に生まれた者	同上	同上	11月12日 から 同月14日 まで	基礎能力試験 択一式 70分 (SPI3(基 礎能力検査・性 格検査)) 自己アピール論 文試験	人物試験 自己PR型面 接 個別面接
警察官 (大学 卒・第 1回) 試験	10月採用男 性・10月採 用女性	昭和63年4月 2日以降に生ま れた者で、学校 教育法による大 学を卒業した者 (9月30日ま での卒業見込者 含む)	3月7日 から 4月15日 まで	5月8日	6月12日 から 同月14日 まで	教養試験 五肢択一式 50問150分 身体検査体力検 査特技加点	人物試験 個別面接 作文試験適性検 査 身体検査
	4月採用男 性・4月採 用女性・武 道	[男性・女性] 平成元年4月2 日以降に生まれ た者で、学校教 育法による大学 を卒業した者 (卒業見込者含 む) [武道] 次のア及びイに 該当する者 ア 平成8年4 月2日以降に 生まれた男性 で、学校教育 法による大学 を卒業した者 (卒業見込者 含む) イ 柔道又は剣 道の段位3段 以上の者	同上	同上	同上	教養試験 五肢択一式 50問150分 身体検査 体力検査 (武道を除く) 特技加点 (武道を除く)	人物試験 個別面接 作文試験 適性検査 身体検査 専門実技試験 (武道)
警察官 (大学 卒・第 2回)	男性・女性	[男性・女性] 平成元年4月2 日以降に生まれ た者で、学校教	5月16日 から 6月15日 まで	7月10日	8月30日 から 同月31日 まで	教養試験 五肢択一式 50問150分 身体検査	人物試験 個別面接 作文試験 適性検査

試験		育法による大学を卒業した者 (卒業見込者含む)				体力検査 特技加点	身体検査
警察官 (高校卒業程度) 試験	男性・女性 ・武道	[男性・女性] 平成元年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた者 (ただし、学校教育法による大学を卒業した者及び卒業見込みの者を除く) [武道] 次のア及びイのいずれにも該当する者 ア 平成8年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた男性 (ただし、学校教育法による大学を卒業した者及び卒業見込みの者を除く) イ 柔道又は剣道の段位3段以上の者(柔道は、令和5年3月31日までに高校卒業見込みの者に限り、段位2段以上)	7月27日から 8月26日まで	9月18日	10月31日から 11月2日まで	教養試験 五肢択一式 50問120分 身体検査 体力検査 (武道を除く) 特技加点 (武道を除く)	人物試験 個別面接 作文試験 適性検査 身体検査 専門実技試験 (武道)

b 試験実施結果

試験種類	試験区分	採用予定人員	受験申込者数(A)	受験者数(B)			受験率(B)/(A)	第1次試験合格者数(C)			第2次試験受験者数	最終合格者数(D)			最終合格率(B)/(D)	採用者数(R5.5.1現在)			
				大学卒	短大卒	高校卒		その他	大学卒	短大卒		高校卒	その他	大学卒			短大卒	高校卒	その他
大 学 卒 業 程 度 試 験	行政 B (面接重視型)	20	261	203	2	1	3	209	50	50	45	31	31	14.8%	6.7	19			
	農学 B	9	48	40		2	1	43	23	23	21	9	9	20.9%	4.8	5			
	林業 B	6	24	20				20	15	15	14	7	7	35.0%	2.9	2			
	総合土木 B	5	24	23				23	12	12	11	8	8	34.8%	2.9	6			
	行政 A	29	156	92	2	1	3	98	73	73	69	39	39	39.8%	2.5	26			
	化学	1	3	1				1	1	1	1	1	1	100.0%	1.0	1			
	心理	2	13	7				7	6	6	5	2	2	28.6%	3.5	2			
	児童福祉	2	7	5				5	4	4	3	2	2	40.0%	2.5	2			
	保健師	7	3	1				1	1	1	1	1	1	100.0%	1.0	1			
	食品衛生	1	7	6				6	2	2	2	1	1	16.7%	6.0	1			
農学 A	4	20	11			1	12	8	1	9	6	6	50.0%	2.0	6				
林業 A	3	14	7				7	5	5	4	3	3	42.9%	2.3	2				

試験種類	試験区分	採用予定 人員	受験申込 者数 (A)	受験者数 (B)			受験率 (B)/(A)	第1次試験合格者数 (C)			第2次試験 受験者数	最終合格者数 (D)			最終合格 率 (D)/(B)	最終倍率 (B)/(D)	採用者数 R5.5.1現在		
				大学卒	短大卒	高校卒 その他		大学卒	短大卒	高校卒 その他		大学卒	短大卒	高校卒 その他				計	計
大 学 卒 業 程 度 試 験	水産	2	3	2			66.7%	2			2	2			2	100.0%	1.0	2	
	総合土木 A	8	16	7		2	56.3%	7		1	7	5			5	55.6%	1.8	5	
	建築	1	1				0.0%												
	機械	1	1	1			100.0%	1			1	1			1	100.0%	1.0	1	
	電気	2	1	1			100.0%	1			1	1			1	100.0%	1.0	0	
	警察事務	9	28	13	1	1	53.6%	9			7	4			4	26.7%	3.8	1	
	警察法医	1	13	8			61.5%	4			2	2			2	25.0%	4.0	2	
	情報処理	1	2	1		1	100.0%	1		1	1	1			1	50.0%	2.0	1	
	少年補導	2	3	2			66.7%	2			2	2			1	50.0%	2.0	1	
	保健師 A (10月実施)	4	8	7			87.5%	7	第2次試験なし			5			5	71.4%	1.4	2	
	建築 (10月実施)	2	2	2			100.0%	2	第2次試験なし			2			2	100.0%	1.0	2	
	電気 (10月実施)	1	2	2			100.0%	2	第2次試験なし			2			2	100.0%	1.0	2	
	保健師 B (10月実施)	2	2	2			100.0%	2	第2次試験なし			2			2	100.0%	1.0	2	

試験種類	試験区分	採用予定人員	受験申込者数(A)	受験者数(B)			受験率(B)/(A)	第1次試験合格者数(C)			第2次試験受験者数	最終合格者数(D)			最終合格率(B)/(D)	採用者数(R5.5.1現在)		
				大学卒	短大卒	高校卒		その他	大学卒	短大卒		高校卒	その他	大学卒			短大卒	高校卒
大学卒業程度試験	農学B (10月実施)	1	4	3		1	100.0%	第2次試験なし			3			3	75.0%	3		
	林業B (10月実施)	1	3	2		1	100.0%	第2次試験なし			1		1	2	66.7%	2		
	水産B (10月実施)	1	9	7		1	88.9%	第2次試験なし			2			2	25.0%	2		
	総合土木B (10月実施)	4	5	4			80.0%	第2次試験なし			1			1	25.0%	1		
	電気 (1月実施)	1	3	3			100.0%	第2次試験なし			2			2	66.7%	1		
	化学B (1月実施)	1	5	3		1	80.0%	第2次試験なし			2			2	50.0%	2		
	農学B (1月実施)	3	3	2		1	100.0%	第2次試験なし						0	0.0%			
	林業B (1月実施)	1	0					第2次試験なし										
	総合土木B (1月実施)	1	2	2			100.0%	第2次試験なし			1			1	50.0%	1		
	合計		139	696	490	5	16	74.1%	227	0	5	232	208	149	0	2	151	29.3%

行政B(面接重視型)及び技術Bを除く試験区分・・・第1次試験：6月19日 第2次試験：7月23日～29日
 10月実施試験：10月29日～30日(第2次試験なし)
 1月実施試験：1月7日～8日(第2次試験なし)
 行政B(面接重視型)・・・第1次試験：4月17日 第2次試験：5月21日～24日
 技術B・・・第1次試験：4月17日 第2次試験：5月28日～29日

試験種類	試験区分	採用予定人員	受験申込者数 (A)	受験者数 (B)			受験率 (B)/(A)	第1次試験合格者数 (C)			第2次試験受験者数	最終合格者数 (D)			最終合格率 (D)/(B)	採用者数 (B.5.1現在)
				短大卒	高校卒	その他		短大卒	高校卒	その他		短大卒	高校卒	その他		
高 校 卒 業 程 度 試 験	総合土木 (6月実施)	2	4	1	3	4	100.0%	1	3	4	4	1	3	4	100.0%	2
	建築 (6月実施)	1	0													
	一般事務	7	40	2	22	37	92.5%	2	13	37	35	1	13	22	59.5%	11
	総合土木	5	25		25	25	100.0%		21	21	21		20	20	80.0%	14
	建築	2	6		5	6	100.0%		5	6	6		3	3	50.0%	2
	機械	1	1		1	1	100.0%		1	1	1		1	1	100.0%	1
	電気	1	3		1	2	66.7%		1	2	2		1	2	100.0%	1
	学校事務A (出雲地区)	1	17	8	3	12	70.6%	5	1	6	6	1		1	8.3%	1
	学校事務A (石見地区)	1	7	2	1	5	71.4%	1	2	4	4	1	2	3	60.0%	2
	学校事務B (出雲地区)	1	8	1	1	7	87.5%	1	3	4	3		1	1	14.3%	1
	学校事務B (石見地区)	2	1		1	1	100.0%		1	1	1		1	1	100.0%	0
	警察事務	4	23		15	20	87.0%		14	19	18		9	11	55.0%	5
	電気 (1月実施)	1	0													
	合計		29	135	11	74	120	88.9%	7	66	105	101	3	69	57.5%	40

6月実施試験 第1次試験：6月19日 第2次試験：7月24日～29日
 9月実施試験 第1次試験：9月25日 第2次試験：10月24日～28日
 1月実施試験 第1次試験：1月7日～8日 (第2次試験なし)

試験 種類	試験区分	採用予定 人員	受験申込 者数 (A)	受験者数 (B)			受験率 (B)/(A)	第1次試験合格者数 (C)			第2次試験 受験者数	最終合格者数 (D)			最終合格 率(D)/(B)	最終倍率 (B)/(D)	採用者数 B5.5.1現在
				短大卒	高校卒	その他		短大卒	高校卒	その他		短大卒	高校卒	その他			
資格 免許 計 職	臨床検査技師 (6月実施)	1	0														
	診療放射線技師 (6月実施)	4	5	4	1	5	100.0%	4	1	5	5	4		80.0%	1.3	4	
	臨床検査技師 (9月実施)	1	1	1		1	100.0%	1		1	1	1		100.0%	1.0	1	
	司書 (9月実施)	1	10	4		6	60.0%	3	1	4	3	1	1	16.7%	6.0	1	
合	計	7	16	9	2	12	75.0%	8	1	10	9	5	1	50.0%	2.0	6	

6月実施試験 第1次試験：6月19日 第2次試験 7月24日～29日
 9月実施試験 第1次試験：9月25日 第2次試験 10月24日～28日

試験 種類	試験区分	採用予定 人員	受験申込 者数 (A)	受験者数 (B)			受験率 (B)/(A)	第1次試験合格者数 (C)			第2次試験 受験者数	最終合格者数 (D)			最終合格 率 (D)/(B)	最終倍率 (B)/(D)	採用者数 （注5.1現在）				
				大学卒	短大卒	高校卒 その他		大学卒	短大卒	高校卒 その他		大学卒	短大卒	高校卒 その他				計	計		
経 験 者	行政	7	110	53	5	7	6	71	34	2	2	2	40	36	11	1	1	13	18.3%	5.5	10
	合計	7	110	53	5	7	6	71	34	2	2	2	40	36	11	0	1	1	13	18.3%	5.5

第1次試験：10月16日 第2次試験：11月26日～28日

試験種類	試験区分	採用予定人員数(A)	受験申込者数(A)	受験者数(B)			計	受験率(B)/(A)			第1次試験合格者数(C)			計	第2次試験受験者数			最終合格者数(D)			最終合格率(B)/(D)	採用者数 No.5.1現在		
				短大卒	高校卒	その他		短大卒	高校卒	その他	短大卒	高校卒	その他		短大卒	高校卒	その他	短大卒	高校卒	その他			短大卒	高校卒
警察官	大第1回(武道)卒	1	2	2			2	100.0%						2	2	1							2.0	1
	大第1回(10月採用男性)卒	10	7	7			7	100.0%						6	6	3							2.3	3
	大第1回(10月採用女性)卒	3	0																					
	大第1回(4月採用男性)卒	27	71	51		1	52	73.2%	45		1	46	37	22	1	23							2.3	11
	大第1回(4月採用女性)卒	6	9	9			9	100.0%	9			9	6	5		5							1.8	2
	大第2回(男性)卒	12	55	26			26	47.3%	21			21	17	6		6							4.3	6
	大第2回(女性)卒	3	20	11			11	55.0%	9			9	6	4		4							2.8	4
	高校卒業程度(武道)	1	5			4	5	100.0%			4	5	5		1	1							5.0	1
	高校卒業程度(男性)	16	56			40	49	87.5%		38	8	46	45		23	2	25						2.0	22
	高校卒業程度(女性)	4	29			1	27	93.1%		1	4	21	19		7	1	9						3.0	8
	合計		83	254	106	1	188	74.0%	92	1	58	143	143	41	1	77							2.4	58

大学卒(第1回)・・・第1次試験：5月8日 第2次試験：6月12日～14日
 大学卒(第2回)・・・第1次試験：7月10日 第2次試験：8月30日～31日
 高校卒業程度・・・第1次試験：9月18日 第2次試験10月31日～11月2日

イ 選考

(7) 採用選考

a 適用根拠規定状況

規 定		部 局					計	
		知事部局	病院局	教育委員会	警察本部	委員会等		
職 員 の 任 用 に 関 す る 規 則	第 14 条 第 1 号	細則第7条第1号・ 2号・8号 (行政職3級以上・公 安職4級以上)	人 19 (10)	人 —	人 7	人 22 (22)	人 1	人 49 (32)
		細則第7条第3号 (海事職)	1	—	—	1	—	2
		細則第7条第4号 (研究職の2級以上)	1	—	—	—	—	1
		細則第7条第5号～ 7号、9～11号 (医療職)	9	72	—	—	—	81
	第14条第3号 (他の地方公共団体又は国の 在職者)	2 (2)	—	—	3 (3)	—	5 (5)	
	第14条第4号 (かつて職員であった者)	—	—	—	—	—	—	
	第14条第5号・9号 (競争試験を行うことが不適 当な職)	7	—	1	—	—	8	
	第14条第8号 (任命権者に委任)	—	4	—	—	—	4	
地方公共団体の一般職の任期付職員 の採用に関する法律第3条		4	—	—	—	—	4	
地方公共団体の一般職の任期付職員 の採用に関する法律第4条		50	—	—	—	—	50	
地方公共団体の一般職の任期付研究 員の採用に関する法律第3条		—	—	—	—	—	—	
合 計		93 (12)	76	8	26 (25)	1	204 (37)	

(注) () 内は割愛採用で、内数である。

b 職種別状況

部 局 職 種		知事部局	病院局	教育委員会	警察本部	委員会等	計
		行 政 職	部・次長級	2			
課長級	3			1	1		5
課長補佐	3						3
係長	2				1		3
主任・主任 主事・主任 技師・主 事・技師級	18		4	7	1	1	31
計	28		4	8	3	1	44
公 安 職	警 視					3	
	警部・警部 補級				16		16
	巡査部長				3		3
	巡査長・巡 査						
	計				22		22
海 事 職	1			1		2	
研 究 職	学 芸 員						
	研 究 員	1					1
医 療 職 (一)	医 師	5					5
医 療 職 (二)		3	17				20
医 療 職 (三)		1	55				56
任 期 付 職 員		54			1		54
合 計		93	76	8	26	1	204

c 公開選考試験実施結果 (a 及びbの一部)

試験種類	試験区分	採用予定 人員	受験申込 者数 (A)	受験者数 (B)			受験率 (B)/(A)	第1次試験合格者数 (C)			第2次試験 受験者数	最終合格者数 (D)			最終合格 率(D)/(B)	最終倍率 (B)/(D)	採用者数 R5.5.1現在	備考		
				大学卒	短大卒	高校卒 その他		大学卒	短大卒	高校卒 その他		大学卒	短大卒	高校卒 その他						
選 考 試 験	獣 医 師	8	5	3		3	60.0%	第2次試験なし				2		2	66.7%	1.5	0	6/26実施		
	薬 劑 師	2	1	1		1	100.0%	第2次試験なし				1		1	100.0%	1.0	1	6/26実施		
	あさひ看護師 (経験者看護師)	1	3			3	100.0%	第2次試験なし				1		1	33.3%	3.0	1	1/22実施		
	島根創生推進枠 (行政)	7	85	42	2	4	8	65.9%	26	3	5	34	33	8	1	1	10	17.9%	5.6	7 1次: 10/16 2次: 11/12~14
	学 校 事 務 (経験者・出張地区)	9	6	3	2	1	6	100.0%	3	2	1	6	6	3	2	1	6	100.0%	1.0	5 1次: 9/25 2次: 10/24~28
	障がい者対象 一 般 事 務	2	4	1	1	1	4	100.0%	1	1	1	3	3		1	1	2	50.0%	2.0	2 1次: 10/23 2次: 11/28
	障がい者対象 一 般 事 務	1	5		3	1	4	80.0%				1	1				0	0.0%		
	障がい者対象 一 般 事 務	1	11	4	1	3	11	100.0%	3	1	3	8	7			1	1	9.1%	11.0	1 1次: 10/23 2次: 11/28
	障がい者対象 学 校 事 務	1	3		1	2	3	100.0%				1	2	3	1	1	1	33.3%	3.0	1 1次: 10/23 2次: 11/28
	船舶乗組員 (航海)	1	0						第2次試験なし											9/25実施
	船舶乗組員 (航海) (第2回)	1	1		1		1	100.0%						1		1	100.0%	1.0	1	1/7実施
	警備艇乗組員 (機関)	1	1		1		1	100.0%						1		1	100.0%	1.0	1	9/25実施

試験種類	試験区分	採用予定人員	受験申込者数(A)	受験者数(B)			受験率(B)/(A)	第1次試験合格者数(C)			第2次試験受験者数	最終合格者数(D)			最終合格率(B)/(D)	採用者数	備考					
				短大卒	高卒	その他		短大卒	高卒	その他		短大卒	高卒	その他				計				
選考試験	警察(再採用)官	2	4	1	2	3	75.0%	第2次試験なし				0	0.0%		8/20実施							
	ヘリコプター整備士	1	0					第2次試験なし							6/26実施							
	職業訓練指導員(美容科)	1	2	2		2	100.0%	第2次試験なし			1	50.0%	1	11/6実施								
	職業訓練指導員(左官科)	1	1	1		1	100.0%	第2次試験なし			1	100.0%	1	11/6実施								
	職業訓練指導員(事務ワーク科)	1	0					第2次試験なし						11/6実施								
	Uターン・Iターン型総合土木	1	2	1		2	100.0%	第2次試験なし			1	50.0%	1	11/19実施								
	Uターン・Iターン型総合土木	1	1	1		1	100.0%	第2次試験なし			1	100.0%	1	11/19実施								
	合計	43	135	56	4	19	23	102	33	2	8	12	55	53	16	1	7	6	30	29.4%	24	3.4

試験種類	試験区分	採用予定人員数	受験申込者数(A)	受験者数(B)			受験率(B)/(A)	第1次試験合格者数(C)			第2次試験受験者数	最終合格者数(D)			最終合格率(B)/(D)	採用者数(B6.5.1現在)	備考	
				大学卒	短大卒	高校卒		その他	計	大学卒		短大卒	高校卒	その他				計
選考試験 (知事部局)	研究員 (機械・金属分野)	2	1	1			100.0%	1			1	1			0			1次:6/19, 20 2次:7/29
		2	1	1			100.0%	1			1	1			1			1次:11/6 2次:12/3
	合計	4	2	2	0	0	100.0%	2	0	0	2	2	1	0	0	1		2.0

試験 種類	試験区分	採用予定 人員	受験申込 者数 (A)	受験者数 (B)			受験率 (B)/(A)	第1次試験合格者数 (C)			第2次試験 受験者数	最終合格者数 (D)			最終合格 率(D)/(B)	最終倍率 (B)/(D)	採用者数 <small>※5.1現在</small>	試験日
				大学卒	短大卒	高校卒 その他		大学卒	短大卒	高校卒 その他		計	大学卒	短大卒				
選 考 試 験 (病 院 局)	看護師 (推薦枠)	(7)	5	5			100.0%	第2次試験なし		5			5	100.0%	1.0	5	R4.5.14 ～	
	看護師	(80)	67	22	43		97.0%	第2次試験なし		18	39		57	87.7%	1.1	42	R4.7.16 ～ R4.7.17	
	看護師 (第2回)	(25)	5	1	4		100.0%	第2次試験なし			4		4	80.0%	1.3	4	R4.11.26 ～ R4.11.27	
	助産師	(3)	7	7			100.0%	第2次試験なし		5			5	71.4%	1.4	4	R4.7.16 ～ R4.7.17	
	薬剤師	(2)	4	4			100.0%	第2次試験なし		2			2	50.0%	2.0	1	R4.6.4 ～	
	臨床検査技師	(4)	13	12	1		100.0%	第2次試験なし		9	1		10	76.9%	1.3	7	R4.8.6 ～	
	臨床検査技師 (経験者)	(4)	0					第2次試験なし								0	R4.8.6 ～	
	管理栄養士	(2)	9	8	1		100.0%	第2次試験なし		2			2	22.2%	4.5	2	R4.8.6 ～	
	管理栄養士 (経験者)	(2)	2	1	1		100.0%	第2次試験なし		1			1	50.0%	2.0	1	R4.8.6 ～	

試験種類	試験区分	採用予定人員	受験申込者数 (A)	受験者数 (B)			受験率 (B)/(A)	第1次試験合格者数 (C)			第2次試験受験者数	最終合格者数 (D)			最終合格率 (B)/(D)	採用者数 (注5.1現在)	試験日
				大学卒	短大卒	高校卒		その他	大学卒	短大卒		高校卒	その他	大学卒			
選考試験 (病院局)	理学療法士	(2)	8	4	5		9	112.5%	第2次試験なし		1	1		2	4.5	2	R4.8.27 ～
	作業療法士	(1)	6	5	1		6	100.0%	第2次試験なし		2			2	3.0	2	R4.8.27 ～
	臨床心理士	(2)	6	6			6	100.0%	第2次試験なし		2			2	3.0	2	R4.8.27 ～
	言語聴覚士	(1)	0						第2次試験なし							0	R4.9.17 ～
	診療情報管理士	(1)	3	1	1		2	66.7%	第2次試験なし		1	1		2	1.0	2	R4.9.17 ～
	医療情報技師	(1)	0						第2次試験なし							0	R4.9.17 ～
	臨床工学技士	(1)	4	2	2		4	100.0%	第2次試験なし			2		2	2.0	2	R4.11.5 ～
	医療情報技師 (2回目)	(1)	0						第2次試験なし							0	R4.12.3 ～
	薬剤師 (2回目)	(2)	0						第2次試験なし							0	R4.12.3 ～
	合計	(141)	139	78	59	0	137	98.6%			48	48	0	96	1.4	76	

(2) 職員の給与等に関する報告及び勧告

本委員会は県議会及び知事に対し、令和4年10月17日、地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、職員の給与等に関する報告を行い、併せて給与について勧告した。その概要は次のとおりである。

ア 報 告

(ア) 職員給与等に関する報告

a 職員給与等の状況について

県職員の令和4年4月現在における給与等の実態は、次のとおりである。

給料表別職員数等

給料表	職員数		平均年齢		平均経験年数	
	令和4年	令和3年	令和4年	令和3年	令和4年	令和3年
	人	人	歳	歳	年	年
行 政 職	3,717 (31.1%)	3,731 (31.0%)	41.8	42.2	20.2	20.6
公 安 職	1,474 (12.3%)	1,490 (12.4%)	38.0	38.0	16.8	16.8
海 事 職	48 (0.4%)	48 (0.4%)	36.6	35.5	17.1	16.0
研 究 職	226 (1.9%)	226 (1.9%)	42.5	42.2	19.5	19.2
医 療 職 (1)	49 (0.4%)	46 (0.4%)	39.9	40.4	15.8	16.1
医 療 職 (2)	101 (0.8%)	85 (0.7%)	42.4	41.9	18.4	17.5
医 療 職 (3)	87 (0.7%)	68 (0.6%)	38.1	38.7	15.8	16.5
高等学校等教育職	1,998 (16.7%)	2,031 (16.9%)	45.3	45.1	22.4	22.3
中学校・小学校等 教育職	4,245 (35.5%)	4,303 (35.8%)	43.8	44.4	20.9	21.5
合 計	11,945 (100.0%)	12,028 (100.0%)	42.6	42.9	20.3	20.6

(注) 構成比については、小数点以下1位未満の端数は四捨五入したため、合計が100にならない場合がある。

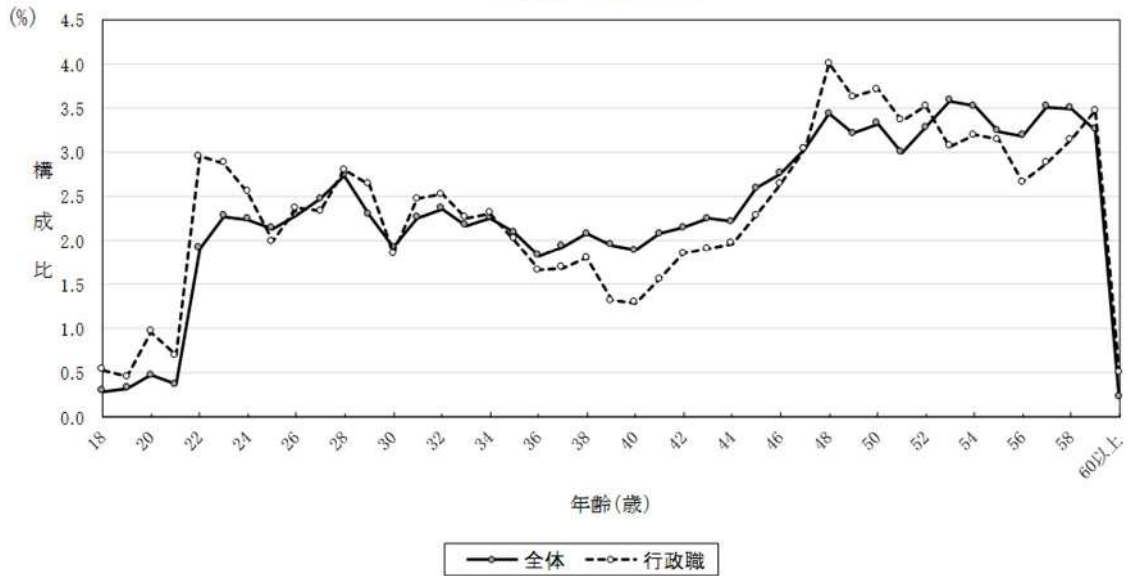
給料表別職員構成比

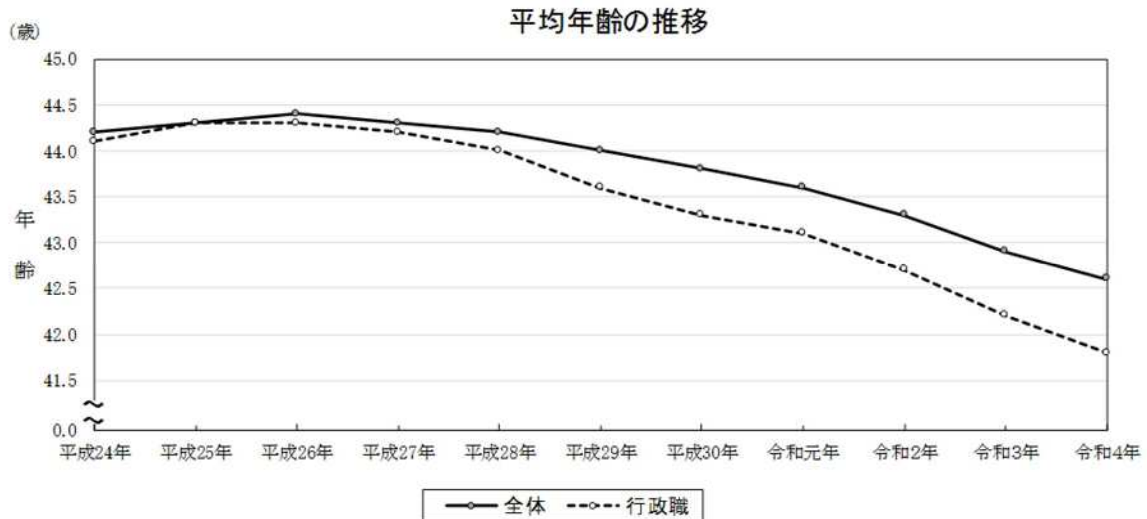


部局別職員構成比



年齢別人員構成比





職員の平均給与月額状況

項目	全職員		行政職の職員	
	令和4年	令和3年	令和4年	令和3年
給料	円 348,472	円 350,822	円 317,040	円 320,660
管理職手当	6,458	6,526	8,856	8,860
扶養手当	9,719	9,836	9,064	9,348
地域手当	546	527	639	656
住居手当	5,146	5,010	4,713	4,470
特地勤務手当	4,090	3,963	2,632	2,677
その他	2,800	2,800	1,542	1,749
合計	377,231	379,484	344,486	348,420

(注) 1 給料には、給料の調整額及び教職調整額を含む。

2 特地勤務手当の欄は、特地勤務手当（準ずる手当を含む。）及びへき地手当（準ずる手当を含む。）の合計額である。

3 その他は、単身赴任手当（基礎額）等である。

b 民間給与等の状況について

本委員会は、職員の給与等と比較検討するため、人事院と共同で、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所225のうちから層化無作為抽出法により抽出した124事業所を対象に「令和4年職種別民間給与実態調査」を実施した。なお、新型コロナウイルス感染症をめぐる医療現場の厳しい環境に鑑み、一昨年、昨年に引き続き、病院は調査対象から除外した。

この調査では、公務の行政職と類似すると認められる事務・技術関係職種3,629人について、本年4月分として個々の従業員に実際に支払われた給与月額及び当該従業員の役職段階、学歴、年齢等を詳細に調査するとともに、各民間企業における給与改定の状況等を調査している。また、民間事業所における昨年冬と本年夏の特別給の状況等を把握するため、昨年8月から本年7月までの直近1年間の支給実績についても調査している。

本年の調査完了率は、調査の重要性に対する民間事業所からの格段の理解と協力を得て、88.6%と非常に高いものとなっており、調査結果は広く民間事業所の給与の状況を反映したものと見える。

(a) 本年の給与改定等の状況

i 初任給の状況

新規学卒者の採用を行った事業所の割合は、大学卒で56.5%（昨年51.1%）、高校卒で49.1%（同48.7%）となっている。そのうち初任給を増額した事業所の割合は、大学卒で57.3%（同39.3%）、高校卒で43.4%（同30.0%）、初任給を据え置いた事業所の割合は、大学卒で42.7%（同58.7%）、高校卒で56.6%（同68.0%）となっている。

ii 給与改定の状況

一般の従業員（係員）の給与改定状況をみると、ベースアップを実施した事業所の割合は39.7%（昨年29.7%）、ベースアップを中止した事業所の割合は4.7%（同13.8%）となっている。

また、一般の従業員（係員）の定期昇給の実施状況をみると、定期昇給を実施した事業所の割合は95.4%（同92.0%）、定期昇給を中止した事業所の割合は2.3%（同2.2%）であった。昇給額については、昨年と比べて増額となっている事業所の割合が41.0%（同28.2%）、減額となっている事業所の割合が3.7%（同3.1%）となっている。

民間における給与改定の状況

(単位：%)

項目 役職段階	ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベース改定 の慣行なし
係員	39.7 (29.7)	4.7 (13.8)	0.9 (0.0)	54.7 (56.5)
課長級	32.9 (22.2)	8.8 (17.2)	0.0 (0.0)	58.3 (60.6)

(注) 1 ベース改定の慣行の有無が不明及びベース改定の実施が未定の事業所を除いて集計した。

2 () 内の数字は、昨年の割合である。

民間における定期昇給の実施状況

(単位：%)

項目 役職段階	定期昇給 制度あり	定期昇給実施			定期昇給 中止	定期昇給 制度なし	
		昨年に 比べ増額	昨年に 比べ減額	昨年と 変化なし			
係員	97.7 (94.2)	95.4 (92.0)	41.0 (28.2)	3.7 (3.1)	50.7 (60.7)	2.3 (2.2)	2.3 (5.8)
課長級	89.4 (82.8)	87.1 (80.5)	35.6 (22.1)	3.3 (4.5)	48.2 (53.9)	2.3 (2.3)	10.6 (17.2)

(注) 1 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベース改定と定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

2 () 内の数字は、昨年の割合である。

このように、初任給の引上げやベースアップを実施した事業所の割合は昨年に比べて増加しており、業績や人材確保上の必要性等を踏まえて相応の賃金水準を確保しようとする動きが見られる。

c 物価及び生計費について

本年4月の消費者物価指数（総務省）は、昨年4月に比べ、全国で2.5%、松江市で1.9%と最近の物価の上昇は大きなものになっている。

また、勤労者世帯における消費支出（総務省「家計調査」）等を基礎として算定した本年4月の松江市における2人世帯、3人世帯及び4人世帯の標準生計費は、それぞれ192,470円、214,430円及び236,350円となっている。

d 国家公務員及び都道府県職員の給与について

先に総務省が公表した令和3年4月1日現在の都道府県ラスパイレス指数（行政職）の平均は、99.9であった。

本県のラスパイレス指数は98.5（令和2年98.5）と、国家公務員より低い水準であり、都道府県でも低い水準となっている。

都道府県のラスパイレス指数の分布状況

(令和3年4月1日現在)

指数分布区分	都道府県数
102以上	2
100以上 102未満	18
98以上 100未満	23
96以上 98未満	3
96未満	1
都道府県平均指数	99.9
島根県	98.5

備考 ラスパイレス指数：地方公共団体の一般行政職の給料額と国の行政職俸給表(一)の適用職員の俸給額とを、学歴別、経験年数別にラスパイレス方式により対比させて比較し算出したもので、国を100としたもの。

e 人事院勧告等の概要（省略）

f 職員給与と民間給与との比較

(a) 月例給

職員給与と民間給与との比較は、職員と民間企業従業員の同種・同等の者同士を比較することを基本として、公務においては行政職給料表適用者、民間においては公務の行政職と類似すると認められる事務・技術関係職種の者について行っている。

また、職員と民間企業従業員では、それぞれ年齢、学歴などの人員構成が異なっており、このように異なる集団間での給与の比較を行う場合には、それぞれの集団における単純な給与の平均値を比較することは適当ではないため、主な給与決定要素である役職段階、学歴、年齢を同じくする者同士を対比させ、精密に比較（ラスパイレス方式）を行っている。

本年4月分の給与額について、職員給与と民間給与を比較すると、民間給与353,159円に対して職員給与は351,936円であり、職員給与が1,223円（0.35%）下回っている。

職員給与と民間給与との較差

民間給与 (A)	職員給与 (B)	較 差 A - B ((A-B)/B×100)

353,159円	351,936円	1,223円 (0.35%)
----------	----------	----------------

(注) 民間、職員ともに、本年度の新規学卒の採用者及び任期付職員は含まれていないため、職員給与の額は「職員の平均給与月額状況」の表の額とは異なっている。

(b) 特別給

本委員会は、民間における特別給の支給割合（月数）を算出し、これを職員の期末手当及び勤勉手当の年間の平均支給月数と比較した上で、0.05月単位で改定を行ってきている。

本年の「職種別民間給与実態調査」の結果、昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた特別給は、平均所定内給与月額の4.15月分に相当していた。これは、昨年（4.01月分）より増加しており、職員の期末・勤勉手当の年間平均支給月数（4.00月）を0.15月分上回っている。

職員の期末・勤勉手当と民間の特別給との差

民間の特別給 (A)	職員の期末・勤勉手当 (B)	差 (A-B)
4.15月分	4.00月分	0.15月分

g 本年の給与改定

職員の給与決定に関する諸条件については、以上述べたとおりである。

これらの調査結果等を基に、国及び他の都道府県の動向等を踏まえ、様々な角度から慎重に検討を重ねた結果、職員の給与について所要の措置を講ずる必要があると判断し、次のとおり報告する。

(a) 月例給について

前記 f (a) のとおり、本年4月分の給与について、職員給与が民間給与を1,223円（0.35%）下回っている。

よって、月例給については、民間給与水準と均衡させるよう引上げ改定することが適当と判断した。

本年8月に人事院が勧告した俸給表においては、民間企業における初任給の動向等を踏まえ、人材確保の観点等から若年層について引上げ改定を行うこととされている。

民間との給与比較を行っている本県の行政職給料表については、人事院が勧告した俸給表をもとに、本県の公民較差を考慮し、若年層を中心とした引上げ改定を行うこととする。

行政職給料表以外の給料表についても、行政職給料表との均衡を考慮して、行政職給料表と同様の改定を行うものとする。ただし、医療職給料表(1)については、従来より国との均衡を重視してきたことから、人事院勧告に準じた改定を行うこととする。

なお、改定については、本年4月の職員給与と民間給与を均衡させるものであることから、同月に遡及して実施することとする。

(b) 期末・勤勉手当について

前記 f (b) のとおり、職員の期末・勤勉手当の年間平均支給月数（4.00月）は、民間事業所の特別給の支給割合（4.15月分）を0.15月分下回っている。

よって、職員の期末・勤勉手当については、民間の特別給の支給割合と均衡させるよう、0.15月分引き上げることが適当と判断した。

引上げに当たっては、国と同様の勤務実績に応じた給与の推進の観点から勤勉手当に配分することとし、本年度については、12月期の勤勉手当を0.15月分引き上げ、令和5年度以降においては、6月期及び12月期の勤勉手当をそれぞれ0.075月分ずつ引き上げることとする。

なお、再任用職員の勤勉手当並びに任期付研究員及び特定任期付職員の期末手当についても、同様に支給月数を引き上げることとする。

h その他の課題

(a) 特勤勤務手当について

平成29年度の見直しより6年を経過することから、特地公署等における生活環境等の実情を調査し、見直しを検討する必要がある。

(b) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備について

国においては、能率的で活力があり、一人一人が躍動できる公務組織の実現に向けて様々な取組を進める中で、給与制度においても課題に対応できるようアップデートを図っていく必要があるとしている。今後、給与制度において様々な側面から一体的に取組を進めていくとしており、本県においても、その動向を注視していく必要がある。

(c) テレワークに関する給与面での対応について

国においては、テレワークの実施に係る光熱・水道費等の職員の負担軽減等の観点から、テレワークを行う場合に支給する新たな手当について具体的な枠組みを検討するとしており、その動向を注視していく必要がある。

(イ) 人事管理に関する報告

a 長時間勤務の是正

公務職場が魅力的であるためには、職員が働きやすい勤務環境を整備し、働き方改革を推進していくことが重要である。

特に職員の健康保持や人材確保の観点等から長時間勤務の是正は喫緊の課題であり、その縮減に取り組んでいく必要がある。

(a) 新型コロナウイルス感染症の発生に伴う業務量増加への対策

新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、知事部局では、感染症患者発生への対応、感染症の拡大防止と医療提供体制の維持及び県内経済を守る様々な経済対策の実施など、新たな業務が生じているところである。

保健所をはじめとする関係部局・所属においては、県内への感染の広がりなどへの対策業務の増加に伴い、令和3年度は月80時間超及び月45時間超の時間外勤務を行う職員数が大幅に増加している。

この業務量の増加に対して、感染症対策室や保健所など業務が増加する所属の体制の強化、所属を越えた職員応援、任期付職員の配置、保健所業務の一部を県庁で実施するなどの取組が行われているところである。

また、職員の健康を確保するため、業務の中断・延期、中止をこれまで以上に徹底しているところである。

これらの取組をさらに進め、職員の健康を確保しつつ、県民の生命と生活を守る感染対策を着実に実施できる体制を維持する必要がある。

教育委員会では、各学校において、文部科学省が示す衛生管理マニュアル等に基づき徹底した感染症対策を行うとともに、スクールサポートスタッフ及び業務アシスタントの追加配置等の体制強化を図っているところである。

引き続き、児童生徒等の安全と教育を受ける権利が守られるよう、適切な体制を整備する必要がある。

(b) 働き方改革の一層の推進

本県では、令和元年度から、人事委員会規則により、時間外勤務命令を行うことができる上限を、原則、月45時間、年360時間以内とし、臨時的な特別の事情がある場合でも、年720時間以内、単月100時間未満、複数月平均80時間以内とした。

なお、大規模な災害への対応等公務の運営上真にやむを得ない場合には、この上限を超えることができる。

上限の時間を越えた場合には、当該時間外勤務を命ずることが公務の運営上真にやむを得なかったのか事後的に検証を行うものとしたが、緊急的な対応にあっても、職員の勤務状況や健康状態を

注視し、安易な運用にならないようにすることが重要である。

この上限規制の導入に併せ、任命権者において、時間外勤務の縮減に向けた働き方改革の取組が強化され、予算編成を通じた事業のスクラップ・アンド・ビルドの徹底、業務プロセスの見直しなど、業務量の削減、効率化が推し進められている。

また、本年度、総務部に情報システム推進課を設置し、業務のデジタル化等を、働き方改革と一体的に進められている。

このような取組が進む一方、令和3年度は新型コロナウイルス感染症への対応に伴う業務量増加により、長時間の時間外勤務を行う職員が増加した。(注1)

令和4年度も新型コロナウイルス感染症の第7波による感染拡大により、人事委員会規則で定められた上限を上回る時間外勤務の発生が長期化しており、職員の健康確保が憂慮される状況が発生している。

本委員会としては、上限規制の運用状況を把握し、必要に応じて任命権者を指導するとともに、任命権者の働き方改革の取組による長時間勤務是正の進捗状況を注視していく。

(注1) 月80時間を超える時間外勤務を行った知事部局職員の延べ人数

H30年度：202人 R元年度：74人 R2年度：136人 R3年度：402人

月45時間を超える時間外勤務を行った知事部局職員の延べ人数

H30年度：2,141人 R元年度：1,916人 R2年度：2,163人 R3年度：2,933人

(c) 教職員の負担軽減の推進

全国的に教育職員の長時間勤務の改善が課題となる中、本県の教育職員についても、教育職員の高い使命感と熱意に支えられて長時間勤務が行われていること、教育職員の多忙感・負担感が限界に達している状況にあることや、健康保持やワーク・ライフ・バランスの観点はもとより、教育をより充実させる観点からも教育職員の負担軽減とゆとりを持って児童・生徒と向き合える時間の確保を図る必要性があることが確認されている。

本委員会でも、本年8月に県立の高等学校を訪問し、教職員の時間外勤務の状況、教職員と部活動の関わり、ICTを活用した業務負担の軽減など、教職員の勤務状況についての実態把握を行い、教職員の負担を軽減し、児童・生徒と向き合える時間の確保及びワーク・ライフ・バランスの推進を図る必要性があることを確認した。

教職員の負担軽減への対策について、任命権者では、国のガイドラインを踏まえ、平成31年3月に「教職員の働き方改革プラン」を策定し、令和元年度以降3年間を重点期間として、時間外勤務時間を全学種平均で1人あたり月45時間、年360時間以内とする目標に向け、事務作業を補助するスクールサポートスタッフ（小中学校）及び業務アシスタント（高等学校）の配置、全日制普通科高等学校すべてに主幹教諭を県単独で加配する等、総合的な取組を行った。

また、平成31年2月に「部活動の在り方に関する方針」を策定し部活動指導員・地域指導者の積極的な配置、活用を推進し、教職員の部活動業務に係る負担軽減に取り組んでいる。

取組の結果、プラン策定前は月65.1時間であった1人あたりの時間外勤務時間の平均が令和3年度には月36.6時間まで減少し、月時間外勤務目標を達成した一方、年間の1人あたり時間外勤務は439.2時間で目標の達成はできなかった。(注1)

「教職員の働き方改革プラン」の重点期間における状況について、学校規模別・職種別の状況や、時間外勤務の時間数ごとの人数分布など詳細な検証を行い、更なる負担軽減を図るための対策を検討する必要がある。

また、部活動のあり方については、平成30年にスポーツ庁・文化庁が示した「部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」の改定が予定されていることから、国の方針も踏まえつつ、本県の「部

活動の在り方に関する方針」の見直しを行い、教職員の部活指導における負担軽減を図っていく必要がある。

特に、部活動の指導について、部活動指導員・地域指導者の配置は時間外勤務縮減や精神的負担軽減など、教職員の負担軽減を進めるうえで有効であることから、地域の実情を踏まえながら取り組んでいく必要がある。

教育職員の時間外勤務については、令和2年3月に「教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例」が改正され、「県立学校の教育職員の業務の量の適切な管理に関する規則」が制定された。

この規則では、教育職員の時間外在校等時間を月45時間、年360時間（特別な事由による場合でも、年720時間以内、単月100時間未満、複数月平均80時間以内）を上限として規定し、この上限時間数を超えないように、教育委員会が教育職員の業務の量の適切な管理を行うこととされている。

この教育職員の業務の量の適切な管理は、全国的に取組が必要な課題であるが、本県の教育職員についても、部活動の指導、補習授業の実施等により、多数の者が長時間の時間外勤務を行っており、県立学校の教育職員のうち令和3年度において、月80時間を超える時間外勤務をした者の割合は8.7%、月45時間を超える時間外勤務をした者の割合は27.8%に達している状況にある。（注2）

「教職員の働き方改革プラン」に掲げられた取組内容の検証を行い更なる負担軽減を図るための対策を検討するとともに、教育委員会規則に基づく教育職員の業務の量の管理を適切に行い、長時間勤務の是正をさらに図る必要がある。

（注1） 「教職員の働き方改革プラン」の期間における教職員一人当たり月平均時間外勤務の状況

（単位：時間）

	平成30年度 (プラン策定 前)	令和元年度	令和2年度	令和3年度
小学校	64.6	60.1 【▲4.5】	42.2 【▲17.9】	35.5 【▲6.7】 (年426.0)
中学校	75.1	68.0 【▲7.1】	48.2 【▲19.8】	40.7 【▲7.5】 (年488.4)
高等学校	75.8	66.4 【▲9.4】	49.6 【▲16.8】	44.1 【▲5.5】 (年529.2)
特別支援学校	43.5	34.5 【▲9.0】	21.5 【▲13.0】	20.0 【▲1.5】 (年240.0)
全校種平均	65.1	58.0 【▲7.1】	40.5 【▲17.5】	36.6 【▲3.9】 (年439.2)
目標値	65	55	45	45以内 (年360以内)

※【 】内は対前年比の増減

（注2） 年度月80時間又は月45時間を超える時間外勤務をした教育職員の割合は、それぞれ、4月から3月までの間に月80時間又は月45時間を超える時間外勤務をした教育職員の延べ人数を、同期間における毎月の教育職員数を合計した人数で除して得た割合である

b 人材の確保及び育成

(a) 人材の確保

若年人口の減少や民間企業の高い採用意欲、他の自治体との競合等を背景に、近年、採用試験の受験者数が大幅に減少しており、人材の確保が困難な状況が続いている。

このため、これまでも、事務系職種に係る特別な公務員試験対策を要しない試験区分の創設、新たな経験者採用試験の実施、試験日程の追加など、受験者確保のための試験制度の見直しを行ってきた。

さらに本年度は、一部の技術系職種についても特別な公務員試験対策を要しない試験区分を創設した。

その結果、大学卒業程度試験の受験者数は昨年度と比べ約29%増加した。^(注1)

今後も、試験区分ごとに検証を行い、適宜、必要に応じて試験制度の見直しを図ることとする。

また、県職員の仕事の魅力ややりがい等を掲載したWebサイトを新たに構築する等、任命権者と連携のうえ、より効果的な情報発信を積極的に行い、受験者確保に取り組んでいく。

教職員についても、近年、採用試験の受験者数の減少などにより人材の確保が困難な状況が続いている。教職員の働き方改革を進めるとともに、仕事の魅力ややりがい等をアピールし受験者確保に努めていく必要がある。

障がい者の採用については、昭和63年度から身体障がいを対象として選考試験を実施してきたが、障がい者雇用の一層の促進を図るため、一般事務については平成30年度から採用試験区分を、学校事務及び警察事務については令和2年度から受験資格を、それぞれ身体・知的・精神の3障がいに拡大し実施しているところである。

障がい者の採用にあたっては、障がいのある職員が活躍しやすい職場づくりや人事管理を進めることが必要であり、各任命権者は、令和2年に障がい者活躍推進計画を策定し、そのための取組を行っている。

引き続き、同計画に定める取組を着実に実施し、障がいのある職員が、障がい特性や個性に応じて能力を十分に発揮し、働きやすく、やりがいを感じるができる職場づくりを進める必要がある。

(注1) 4月と6月に実施した大学卒業程度採用試験一次試験受験者数の比較

R3年度：365人 R4年度：472人

(b) 人材の育成

新型コロナウイルス感染症への対応など、過去に経験のない新たな課題に直面するなど、複雑・高度化する行政課題に迅速かつ的確に対応し、県民の期待と信頼に応えていくためには、限られた人材を最大限に活用することが必要であり、職員一人一人の公務に対する意欲と能力を高めるための人材育成がますます重要となっている。

職員の人材育成については、人材育成基本方針などに基づき、職場研修、職場外研修、人事異動、人事評価制度、能力発揮のための環境整備などの各施策を相互に連携させ、人事管理全体を通じた総合的かつ計画的な人材育成の取組が行われている。

本庁係制の導入や定年引上げを踏まえ、職員の能力が最大限に発揮できるよう、階層別の人材育成に取り組むなど、今後も取組を一層進めていく必要がある。

c 能力・実績に基づく人事管理の推進

職員の意欲と能力を高め、組織の活性化と公務能率の向上を図るためには、職員の能力と実績を適切に把握し、人員配置や昇進管理、給与処遇に適時的確に反映していくことが必要である。

そのため、平成28年4月に施行された平成26年改正地方公務員法により、能力と実績に基づく人事管理の徹底を図るべく、人事評価制度が導入され、任命権者において、人事評価を任用、給与、分限、その他の人事管理の基礎として活用し、人事評価の結果に応じた措置を講じることが義務づけられたところである。

本委員会では、これまで各任命権者に対して、この改正法の趣旨・規定を踏まえ、公正な人事評価

制度を確立し、速やかに評価結果の処遇反映を進めるよう言及してきており、令和5年度からはすべての任命権者において、勤勉手当及び昇給に活用が図られることとなっている。

職員の意欲と能力を引き出すためには、公正な人事評価制度の運用が不可欠であることから、評価を行う職員の評価・育成能力の向上に向けた研修を充実させるとともに、評価のプロセスにおいて評価職員と部下職員の円滑なコミュニケーションを適切に図っていく必要がある。

d 勤務環境の整備（ワーク・ライフ・バランスの推進）

本県においては、令和2年3月に、令和6年度までを計画期間とする「すべての職員がいきいきと働き、能力を発揮できる職場づくり推進計画-島根県特定事業主行動計画-」（以下「特定事業主行動計画」という。）が策定され、「男女ともにワーク・ライフ・バランスを実現し、その能力を伸ばし発揮して、いきいきと働くことができる職場」を「目指す姿」として様々な取組が進められている。

職員が意欲を持って仕事に取り組むとともに、家庭や地域においても充実した生活を送ることができるようにするワーク・ライフ・バランスを実現することは重要な課題であり、そのための勤務環境の整備に努めなければならない。

(a) 女性活躍推進及び仕事と生活の両立支援

i 女性職員の能力発揮のための環境づくり

女性職員がその能力を伸ばし発揮していくためには、多様な部署への積極的な配置や、個々の持つ能力や強みを活用し、管理職へ計画的登用（注1）を進めるなど、自らが希望する働き方を選択しながら、意欲を持って働くことのできる職場環境づくりを進めていく必要がある。

また、長期的なキャリアビジョンを意識して仕事に取り組む姿勢を身につけることができるよう、キャリア形成支援の取組を進めていく必要がある。

引き続き、特定事業主行動計画に掲げた「目指す姿」の達成に向けて、計画で示した様々な取組を一つ一つ速やかに具現化し、着実に実行していくことが必要である。

本委員会としても、女性職員がやりがいを感じながら活躍することができるよう、取組状況を十分注視する。

（注1） 特定事業主行動計画で定められた数値目標に対する実績

1 職員の管理職に占める女性の割合（知事部局等）（目標値 15%）

R元年：11.0% R2年：12.4% R3年：13.0% R4年：14.1%

2 初等中等教育機関の教頭以上に占める女性の割合（教育委員会）（目標値 15%）

R元年：11.6% R2年：13.6% R3年：14.8% R4年：16.3%

ii 仕事と生活の両立支援

仕事と生活の両立支援を推進するためには、年次有給休暇等の休暇が取得しやすい職場環境づくりを進める必要があり、特定事業主行動計画において年次有給休暇の年間平均取得日数の目標を定め、取得促進に取り組んでいる。（注2）

このような取組に加えて、出産や育児など様々なライフイベントに応じた支援を充実させていくことも重要である。

本県においても、不妊治療のための休暇の新設、非常勤職員の配偶者出産休暇・育児参加休暇の新設など、休暇制度の改正が行われてきた。

また、育児休業の取得回数制限の緩和など、育児休業に関する改正についても、本年10月から取組が実施されている。

今後、女性活躍推進及び仕事と生活の両立支援をさらに進めるためには、男性職員の育児休業取得を促進していくことが重要（注3）であることから、子どもが生まれたすべての男性職員が育児に伴う休暇・休業を取得するよう、制度周知などの取組が進められており、その取組を着実

に進めていく必要がある。

男性職員が育児休業を取得することは、仕事と生活の両立支援の推進が図られるだけでなく、「女性の出産による心身両面の負担軽減」や「女性が意欲を持って働くことができる環境づくりやキャリア形成」を進めるうえでも重要である。

このため、該当するすべての男性職員が育児休業を取得できるよう、育児休業中の業務分担や業務の見直しへの配慮を行うなど、育児休業を気兼ねなく取得できる職場づくりを進めていく必要がある。

(注2) (注3) 特定事業主行動計画で定められた数値目標に対する実績

1 年次有給休暇の年間平均取得日数(目標値 15日)

知事部局 H30年:12.2日 R元年:12.5日 R2年:12.1日 R3年:12.4日

教育委員会 H29年:10.8日 H30年:11.1日 R元年:10.5日 R2年:9.5日

警察 H30年:11.2日 R元年:10.9日 R2年:13.3日 R3年:13.4日

2 男性職員の育児休業取得率(目標値 知事部局等 30%、その他 13%)

知事部局等 H30年:16.7% R元年:17.1% R2年:36.0% R3年:48.1%

教育委員会・病院局 H30年:2.3% R元年:5.8% R2年:4.0% R3年:10.1%

警察 H30年:— R元年:— R2年:16.3% R3年:17.5%

3 男性の妻の出産休暇及び育児参加休暇を5日以上取得した職員の割合(県全体)

(目標値 50%)

H30年:16.0% R元年:16.8% R2年:27.4% R3年:34.0%

(b) 柔軟な働き方等への取組

本県では、これまでも、年次有給休暇や夏季休暇の計画的取得や連続取得を推進してきたが、令和2年4月から、年次有給休暇の取得日数の目標値が、年13日から年15日に引き上げられた。

また、より柔軟な働き方が可能となるよう、令和元年8月から導入された時差出勤勤務制度について、令和3年4月から要件がさらに緩和された。

令和2年度に実施した調査で、知事部局では約1割の職員がこの制度を利用しており、通勤時間の短縮や、自己啓発、地域活動等の時間の確保などの効果が生じている。

在宅勤務については、令和2年3月から新型コロナウイルス感染症拡大防止のための在宅勤務が実施されており、同年12月からは、育児、介護等と仕事の両立を支援するための在宅勤務の試行も開始された。

さらに、令和3年12月には在宅勤務制度をより柔軟に活用できるよう、職員の意見を踏まえ、申請手続きの見直しが行われた。

引き続き、休暇を取得しやすい職場環境づくりを進めるとともに、国や他の都道府県の動向を注視しながら、柔軟な働き方を可能とする勤務時間制度や在宅勤務制度の拡充等について、研究を行う必要がある。

(c) メンタルヘルス対策

行政課題の複雑・高度化による職務の困難性の高まりやその他様々な要因により、ストレスが増大している中、職員の心身の健康の保持・増進が必要である。とりわけ、精神疾患により長期の休暇・休職をする職員が増加する状況が見受けられることから、メンタルヘルス対策は重要な課題であり、管理監督者を中心に、上司、同僚も含めた職場ぐるみで協力・助け合う職場環境づくりに努める必要がある。

任命権者は、これまでもメンタルヘルス研修の実施、相談体制の整備、療養後の職場復帰支援事業等、様々な取組を継続的に行っており、労働安全衛生法の規定に基づき、ストレスチェック

制度も運用されているところである。

引き続き、メンタルヘルス対策を組織全体の重要な課題と位置付け、ストレスチェック制度の主旨を繰り返し職員に周知し、職場環境の改善やセルフケア・ラインケアによる予防と早期発見に積極的に活用するとともに、休職者の円滑な職場復帰と再発防止を図るなど、実効性のある対策を進めていく必要がある。

(d) ハラスメント防止対策

ハラスメントは、職員の人格や尊厳を侵害し、勤務意欲を低下させ、職場環境の悪化を招くものであり、その防止は重要な課題である。

任命権者においては、これまでもパワーハラスメントを含むハラスメントの防止に関して、「ハラスメントの防止等に関する要綱」を作成し、研修の実施、相談窓口の設置、専門相談員の配置などの取組を行ってきたが、令和2年6月1日施行の労働施策総合推進法の改正や国家公務員における人事院規則の整備状況も踏まえ、さらに苦情相談体制の充実・強化など対策の強化が図られたところである。

体制の強化に加え、引き続き、職員一人一人のハラスメント防止に関する意識をより高めるなど、ハラスメントのない職場づくりの取組を一層進める必要がある。

また、職員が安心して働ける職場環境をつくるため、行政サービスの利用者からの言動で、当該言動を受ける職員が属する部局・所属の業務の範囲や程度を明らかに超える要求については、当該部局・所属が組織として対応し、その内容に応じて、迅速かつ適切に職員の救済を図る必要がある。

e. 定年の引き上げ

国家公務員の定年については、令和5年度から2年に1歳ずつ65歳まで引き上げることとされており、本県においても、地方公務員法第28条の6の規定に基づき、国家公務員の定年を基準として定年の引上げを行うため、「職員の定年等に関する条例」等、関係条例の改正が行われ、令和5年4月1日から施行されることとなった。

さらに、定年引上げに併せて、役職定年制、定年前再任用短時間勤務制、情報提供・意思確認制度並びに60歳に達した職員に係る給与制度及び退職手当制度の改正等が行われた。

今後は、当該制度を職員に周知するとともに、60歳を超える職員の配置ポストや役割など職務のあり方を検討する必要がある。検討にあたっては、島根県の組織全体の活性化が図られるよう、60歳以降も高い意欲と希望を持って働くことができることや、これまでの職務経験を活かして若手・中堅職員の人材育成に寄与することなどの観点を考慮していく必要がある。

また、定年引上げ期間中についても、毎年度計画的に職員を採用し、職員の年齢構成のバランスが取れたものにしていく必要がある。

(ウ) 勧告実施の要請

人事委員会の勧告制度は、憲法で保障された労働基本権が地方公務員には制約されているため、その代償措置として情勢適応の原則に基づき公務員の勤務条件を社会一般の情勢に適応させることにより、公務員の適正な処遇を確保しようとするものである。

厳しい県財政の下、職員には、限られた予算と人員の中で最大限の効果を発揮できるよう、複雑・多様化する業務に対し、強い使命感を持って立ち向かっていくことが求められている。

そうした状況の下で、県民生活を守るため長期にわたる新型コロナウイルス感染症への対応を行いながら、島根創生計画が目指す「人口減少に打ち勝ち、笑顔で暮らせる島根」の実現を目指して、職員は、県民の期待と信頼に応えるべく日々職務に精励している。

給与をはじめとする職員の勤務条件は、職員の努力や成果に的確に報いるとともに、組織の活力向上等を通じて、行政の効率的、安定的な運営に寄与するものでなければならない。

県議会及び知事におかれては、この報告及び勧告に深い理解を示され、本委員会の勧告どおり実施されるよう要請する。

イ 勧 告

本委員会は、職員の給与等に関する報告に基づき、次の事項について改定措置を執られるよう勧告する。

- (ア) 職員の給与に関する条例（昭和26年島根県条例第1号）、県立学校の教育職員の給与に関する条例（昭和29年島根県条例第6号）及び市町村立学校の教職員の給与等に関する条例（昭和29年島根県条例第7号）の改正
- a 給料表
- 現行の給料表を別記第1のとおり改定すること。
- b 勤勉手当について
- (a) 令和4年12月期の支給割合
- 勤勉手当の支給割合を1.025月分（特定管理職員にあつては、1.225月分）とすること。
- 再任用職員については、勤勉手当の支給割合を0.575月分（特定管理職員にあつては0.675月分）とすること。
- (b) 令和5年6月期以降の支給割合
- 6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.95月分ずつ（特定管理職員にあつては、それぞれ1.15月分ずつ）とすること。
- 定年前再任用短時間勤務職員については、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.525月分ずつ（特定管理職員にあつてはそれぞれ0.625月分ずつ）とすること。
- (イ) 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成15年島根県条例第7号）の改正
- a 給料表
- 現行の給料表を別記第2のとおり改定すること。
- b 期末手当について
- (a) 令和4年12月期の支給割合
- 期末手当の支給割合を1.6月分とすること。
- (b) 令和5年6月期以降の支給割合
- 6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.55月分ずつとすること。
- (ウ) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年島根県条例第8号）の改正
- a 給料表
- 現行の給料表を別記第3のとおり改定すること。
- b 特定任期付職員の期末手当について
- (a) 令和4年12月期の支給割合
- 期末手当の支給割合を1.6月分とすること。
- (b) 令和5年6月期以降の支給割合
- 6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.55月分ずつとすること。
- (エ) 改定の実施時期
- この改定は、令和4年4月1日から実施すること。ただし、(ア)のbの(a)、(イ)のbの(a)及び(ウ)のbの(a)については、令和4年12月1日から、(ア)のbの(b)、(イ)のbの(b)及び(ウ)のbの(b)については令和5年4月1日から実施すること。